

和歌山市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により別添のとおり公表する。

平成31年2月27日

和歌山市監査委員	森	田	昌	伸
同	上	柳	野	純夫
同	上	尾	崎	方哉
同	上	藪		浩昭

平成 30 年度包括外部監査結果報告書

「公共施設マネジメントに関する財務事務の
執行について」

平成 3 1 年 2 月 4 日

和歌山市包括外部監査人

公認会計士 小室 将雄

第1	包括外部監査の概要.....	1
【1】	外部監査の種類.....	1
【2】	選定した特定の事件（テーマ）.....	1
【3】	特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	1
【4】	外部監査の方法.....	2
【5】	外部監査の実施時期.....	2
【6】	外部監査人補助者の資格と名称.....	3
【7】	監査の結果及び意見の区分.....	3
【8】	利害関係.....	3
第2	公共施設マネジメントにおける国の動向と市の現状.....	4
【1】	公共施設マネジメントにおける国の動向.....	4
【2】	市の現状.....	7
第3	監査の結果及び意見の総括.....	12
【1】	監査の結果及び意見の一覧表.....	12
【2】	主たる監査の結果及び意見.....	14
第4	市全体の公共施設マネジメントに対する結果及び意見.....	26
【1】	総論.....	26
【2】	実施手続.....	30
【3】	市全体に対する結果及び意見.....	30
第5	学校教育系施設.....	46
【1】	総論.....	46
【2】	実施手続.....	49
【3】	結果及び意見.....	49
第6	公営住宅.....	52
【1】	総論.....	52
【2】	実施手続.....	59
【3】	結果及び意見.....	59
第7	行政系施設.....	61
【1】	総論.....	61
【2】	実施手続.....	67
【3】	結果及び意見.....	67
第8	市民文化系施設.....	69
【1】	総論.....	69
【2】	実施手続.....	73
【3】	結果及び意見.....	73

第9	社会教育系施設	75
【1】	総論	75
【2】	実施手続	76
【3】	結果及び意見	77
第10	スポーツ・レクリエーション系施設	80
【1】	総論	80
【2】	実施手続	82
【3】	結果及び意見	82
第11	子育て支援施設	84
【1】	総論	84
【2】	実施手続	87
【3】	結果及び意見	87
第12	保健・福祉施設	91
【1】	総論	91
【2】	実施手続	94
【3】	結果及び意見	94
第13	産業系施設	95
【1】	総論	95
【2】	実施手続	97
【3】	結果及び意見	97

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（テーマ）

1. 包括外部監査対象

公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

2. 包括外部監査対象期間

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

ただし、必要に応じて過年度及び平成30年度の一部についても監査対象とした。

【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

市は、市民生活を支えるため公共施設として学校、市営住宅、行政施設等のほか、インフラ資産として道路、橋梁、上下水道等の資産を多数保有している。これらの資産は、昭和40年代後半から昭和50年代に整備されたものが相当数に上り、今後の老朽化による建替え及び修繕に多額の費用が必要となるものと見込まれる。一方、市の財政を見ると今後、社会保障等の多額の歳出増加が見込まれることから、限られた財源のもと公共施設の更新及び維持修繕にあたっては計画的な予算執行が求められる。

公共施設等の更新及び維持管理コストの増加に関しては、他の地方公共団体にも共通することから、平成26年4月22日付け総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」が発出され、地方公共団体における公共施設の総合的な管理に向けた計画策定の要請及びその指針が示された。それを受けて、平成28年3月に市は将来の公共施設の最適な量と質の実現を目指す第一歩として「和歌山市公共施設マネジメント基本方針」を作成し、公共施設の総合的な管理を進めているところである。

また、今後は平成32年度までに策定が求められている個別施設計画、平成30年2月27日付け総務省事務連絡「公共施設等総合管理計画の更なる推進のための留意点について」に基づく「和歌山市公共施設マネジメント基本方針」の充実など、継続的な取組が必要となっている。

加えて、市においては、南海トラフにおける巨大地震の発生が想定され、仮に巨大地震が発生すると、市の多くの公共施設が被害を受け、その復旧に多額の費用が見込まれると考えられる。

以上を踏まえると、公共施設の更新及び修繕並びに維持管理事務の計画的かつ効

率的な執行管理の状況を確認すること、大規模地震への対応状況を確認することの重要性は高いと考えられる。そのため、市の公共施設マネジメントについてその財務事務が適切に行われているかを合規性・経済性・効率性・有効性等の視点から調査報告することは市民の利益に資するものであると判断し、監査テーマ（特定の事件）を選定した。

【4】外部監査の方法

1. 監査対象及び監査アプローチ

監査対象としては、管財課、その他公共施設マネジメントに関連する部署とした。

2. 監査要点

- ①事務の執行が関係する法令や条例等に準拠しているかどうか
- ②事務の執行が効率的かつ効果的に行われているかどうか
- ③事務の執行にあたって十分な連携が行われているかどうか
- ④事務の執行について、関連する事業と連携し効率的な計画と執行が行われているかどうか

3. 実施した監査手続

- ①事務の執行が関係する法令や条例等に準拠して適切に行われているか
- ②事務を執行する部署の組織体制や人員が適切であるか
- ③組織体制や人員を勘案した効率的かつ効果的な業務フローが構築されているか
- ④事務の執行が庁内の十分な連携の下に行われているか
- ⑤関連する事務事業の情報公開が適切に行われているか

なお、本報告書に記載した数値については、基本的には表示単位未満を切り捨てているが、入手した資料によっては四捨五入しているものをそのまま表記しているものもある。したがって、表中の金額の合計と内訳が一致しない場合がある。

【5】外部監査の実施時期

平成30年4月1日から平成31年1月31日まで

【6】外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士	大川幸一
公認会計士	山岡正人
公認会計士	本田裕一
公認会計士	山田将光
公認会計士試験合格者	藤原槇太郎
公認会計士試験合格者	伊勢友保
技術士	後藤修次
一級建築士	小田明彦

【7】監査の結果及び意見の区分

本報告書での指摘の取扱いは、監査の「結果」と「意見」に区分している。

監査の「結果」（地方自治法第 252 条の 37 第 5 項）とは、「事務の執行」における合規性（適法性と正当性）の観点から是正・改善を求めるものである。監査の「意見」（地方自治法第 252 条の 38 第 2 項）とは、監査の「結果」には該当しないが、合規性や経済性、効率性、有効性の観点から見て、不合理な事項等を発見した場合に、市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のことである。

【8】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2 公共施設マネジメントにおける国の動向と市の現状

【1】公共施設マネジメントにおける国の動向

総務省は、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総財務第74号総務大臣通知）を各地方公共団体に対して発出し、公共施設等総合管理計画の策定を要請している。

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いいたします。

また、この通知とあわせて、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日付総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知）により「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下、「指針」という。）を発出し、①公共施設等の現況及び将来の見通し、②公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針、③施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、といった内容を盛り込むことを要請している。

公共施設等総合管理計画策定指針の概要①

公共施設等総合管理計画の内容

1 所有施設等の現状

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析。

- 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2 施設全体の管理に関する基本的な方針

- 計画期間
10年以上とすることが望ましい。
- 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
全ての公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましい。
- 現状分析を踏まえた基本方針
現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を記載。
- バージョンアップ
計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。なお、今後は、管理を行うに際し基礎となる情報として、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

3 地方財政措置

- 計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率 1/2)
- 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)
〔 特例期間 平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%(資金手当)
地方債計画計上額 300億円(一般単独事業(一般)の内数) 〕

(出所：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の概要)
(平成26年4月22日)より抜粋)

各地方公共団体では指針にしたがい公共施設等総合管理計画を策定した結果、平成30年9月30日時点ではほぼ全国の自治体(1,783団体、99.7%)で公共施設等総合管理計画の策定が完了している。

区分	都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計			
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合		
回答団体数	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%		
策定予定有	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%		
計画策定状況 内訳	策定済	47	100.0%	20	100.0%	1,716	99.7%	1,783	99.7%	
	未策定	0	0.0%	0	0.0%	5	0.3%	5	0.3%	
	策定予定	H30年度中	0	0.0%	0	0.0%	2	0.1%	2	0.1%
		H31年4月以降	0	0.0%	0	0.0%	3	0.2%	3	0.2%
	策定予定無	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	

(出所：総務省「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査」
(平成30年9月30日時点の結果)より抜粋)

さらに総務省は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（平成30年2月27日付総財務第28号総務省自治財政局財務調査課長通知）（以下、「改訂指針」という。）を各地方公共団体に対して発出し、公共施設等総合管理計画の改訂を要請している。

（中略）

今後は、総合管理計画等に基づき、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定するとともに、公共施設等の総合的適正管理の取組を進めていくことが重要です。

今般、各地方公共団体において策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、策定指針について必要な見直しを行い、別添のとおり改訂いたしました。

（中略）

改訂指針におけるポイントは次のとおりであり、より個別施設計画との関係性を意識したものとなっていると考えられる。

- ・公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等について、30年程度以上の期間に関し、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等（以下「維持管理・更新等」という。）の経費区分ごとに示すことが望ましい。

- ・全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策について、個別施設計画の策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるほか、部局横断的な施設の適正管理に係る取組を検討する場を設けるなど、全庁的な体制を構築し取り組むことが望ましい。

- ・公共施設等の管理に関する基本的な考え方について、ユニバーサルデザイン化の推進方針について記載する。

- ・PDCAサイクルの推進方針を記載する。（総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画を改訂する旨を記載すること。なお、PDCAサイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。）

（出所：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」より抜粋、一部監査人が加工）

【2】市の現状

市では、【1】に記載した総務省からの指針が発出されたことに対応して、公共施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を示す計画として、平成28年3月に「和歌山市公共施設マネジメント基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定している。

基本方針は、人口減少と少子高齢化、厳しい財政状況、今後の更新費用の増大等を背景とする市の公共施設の現状と課題の分析により必要な対策を導き出し、3項目の大方針と8項目の具体的な取組を定めている。また、計画期間を30年間とし、市民サービスの質の向上のため、社会情勢の変化に適合した公共施設の最適な量と質の実現を着実に実行するための方策を定めたものとしている。

この基本方針において策定された3項目の大方針と8項目の具体的な取組は以下のとおりである。

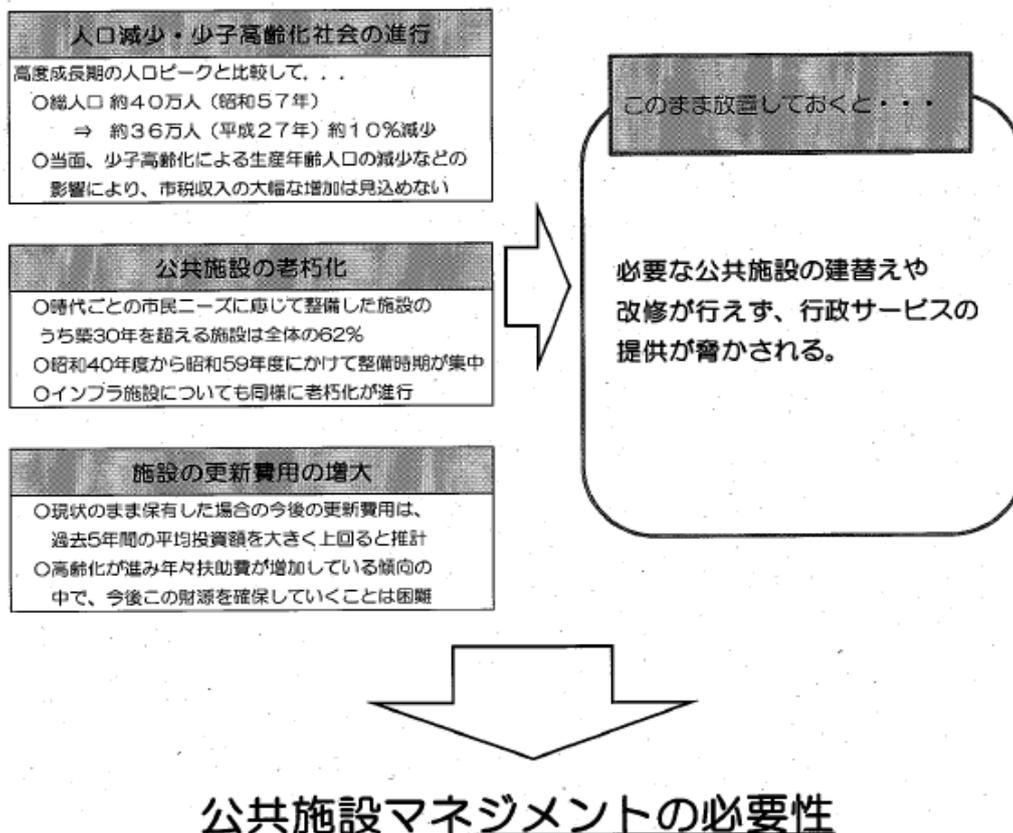
第4章 公共施設マネジメントによる未来の「まちづくり」

1 公共施設マネジメントの必要性

高度成長期など市勢が拡大傾向にあった時代と比較して、少子高齢化に伴う人口構造の変化、厳しい財政状況下での市有施設の老朽化などにより、公共施設を取り巻く社会情勢はこれまでとは大きく変化しています。

これらの現状から、現在の公共施設の規模を今後も長期的に維持していくことは困難であるとともに、公共施設に求められる役割も変化しているため、総合的な公共施設マネジメントにより、こうした状況に対応していくことが必要です。

将来の市民ニーズに適切に対応し、次世代に必要以上の負担を背負わせないために、公共施設への市民ニーズの変化を捉えることで公共施設の最適化を図り、将来にわたって良質な行政サービスを持続的に提供可能な「まちづくり」を目指します。



2 3項目の基本方針

戦後70年間の整理、今後30年間の推計と1世紀にわたる本市の公共施設に対する現状と課題の分析から、次の3項目を和歌山市公共施設マネジメント基本方針とし、対策を実施していきます。

基本方針① 「量から質」への転換による市民サービスの質の向上

公共建築物については、将来の更新財源不足が予想されるため、長期的な人口推計などに基づく施設規模の適正化、近隣施設との複合化、既存施設の転用などといった「量から質」への転換を図り、持続可能な財政運営と市民サービスの質の向上を目指します。

基本方針② 効率的で効果的な管理運営

公共施設の長寿命化と維持管理経費の縮減により、総更新費用の平準化や抑制を実施していく必要があること、同時に公共施設の機能を維持し、市民の安心・安全を守る必要があることから、日常維持管理業務を効率的に実施し、効果的な修繕を行うことに努めます。

基本方針③ 新たな財源の確保

公共施設を経営資産と捉え、施設を有効活用することにより、今後の更新費用の新たな財源確保に努めます。

3 基本方針の具体的な取組

和歌山市公共施設マネジメント基本方針の具体的な取組は、次のとおりです。

取組1 施設の現状把握

(公共建築物)

施設を適切に管理運営していくため、施設の老朽化の状態や、維持管理経費、利用状況などの施設の情報を一元的に管理する仕組みを構築します。

一元化した情報を基に、維持管理経費の縮減方法やサービス向上の方法を検討します。

(インフラ資産)

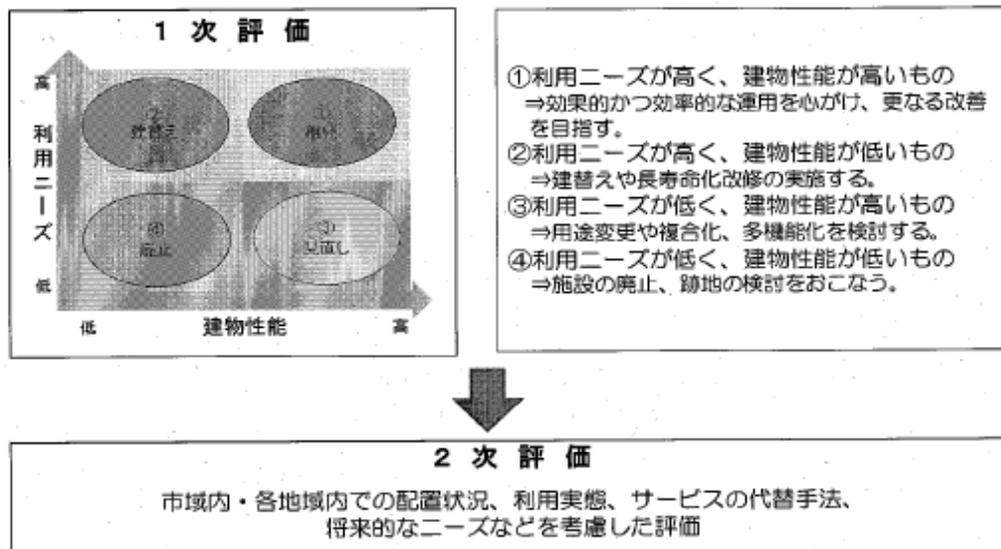
施設種別ごとに修繕状況や老朽化度を把握し、データの蓄積を行います。

取組2 施設評価の実施

(公共建築物)

一元化した情報を基に、全体の施設を利用用途の分類別に、ハード（建物性能）とソフト（利用ニーズ）の2つの軸で施設を評価（1次評価）し、4つのグループ「継続」、「建替え」、「廃止」、「見直し」に分類します。

また、今後、市の財産として保有していくべきかについて、中学校区などの一定のエリアにおける施設の配置状況、利用実態、サービスの代替手法の有無、地域性など将来的なニーズなどを考慮しながら今後の施設の在り方を検討（2次評価）し、公共建築物の最適化を進めます。



取組③ 計画的な保全による長寿命化

（公共建築物）

施設評価の結果を基に建替えや大規模改修の優先順位を定め、公共建築物の質の向上と財政負担の平準化を図りつつ計画的に保全を行います。

（インフラ資産）

施設種別ごとに収集したデータにより優先順位を定め、予防的、計画的な修繕、改修を行うことで長寿命化を図ります。施設の長寿命化を図ることで、更新サイクルを遅らせ、費用を抑制するとともに、平準化します。

取組④ 公共施設マネジメントを実施する組織づくり

施設の再編・再整備など全庁的な視点で判断ができるよう、新たに設置した「公有財産利活用等検討委員会」を活用し、関連する施設分類間の調整や、施設分類を超えた全体的な調整をおこないます。また、研修などにより専門職員の技術力向上を図ります。

取組⑤ 自主財源の確保

公共建築物の縮減により発生した跡地については、公有財産利活用等検討委員会にて他の利活用を検討の上、売却等で施設更新の財源とします。また、公共施設内に余剰スペースが発生した場合、貸付等を検討します。加えて広告スペースの販売及び広告モニターの導入拡大、ネーミングライツ事業の実施など、広告事業の推進による財源確保に努めます。

取組⑥ 国・県との連携

公共サービス提供に必要な公共施設を、市自らが全てを整備し保有するという考えから脱却し、国・県が保有する公共施設と連携し、市民に対するサービスを補完することにより、施設保有量の最適化を図ります。

取組⑦ 民間活力の活用

指定管理者制度に加え、業務委託や地域住民による運営などのアウトソーシング手法やPPP（Public Private Partnership；官民連携）などについて、継続的に調査、研究し、効果の見込める施設については積極的に導入を検討し、サービスの向上を目指します。

取組⑧ 定期的な見直しの実施

取組による対策の結果を分析することにより、基本方針のフォローアップを実施し、本市の最上位計画である長期総合計画の改定と歩調を合わせるなど、定期的に基本方針を見直し、改善に取り組みます。

（出所：基本方針 34 ページから 37 ページより抜粋）

第3 監査の結果及び意見の総括

【1】監査の結果及び意見の一覧表

1. 監査の結果及び意見の項目一覧

本年度の包括外部監査に係る指摘については、26ページの「第4 市全体の公共施設マネジメントに対する結果及び意見」以降において、施設類型ごとにまとめているが、本章においては、それぞれの指摘事項を類型ごとに下記の一覧に整理した上で、質的に重要と思われる事項（○印を付したもの）を取り上げている。

指摘事項	結果 意見		該当 ページ
第4 市全体の公共施設マネジメントに対する結果及び意見			
1. 個別施設計画の策定に関する理解に関する事項	意見		30
(1) 個別施設計画の記載事項に関する認識誤りについて			
(2) 個別施設計画の策定に関する研修等の実施について	意見		31
2. 個別施設計画の策定プロセスに関する事項	意見	○	31
(1) 個別施設計画策定に先立つ再配置方針等策定の必要性について			
(2) 住民参画について	意見		34
3. 個別施設計画の実効性を担保するための取組に関する事項	意見	○	34
(1) 個別施設計画と財政見通しの整合性確保について			
(2) 公共施設等総合管理計画の改訂を見据えた検討について	意見	○	35
4. 個別施設計画の策定体制に関する事項	意見	○	37
(1) 公共施設マネジメント専門部署の設置について			
(2) 公有財産利活用等検討委員会の役割について	意見		38
5. 施設規模適正化の数値目標に関する事項	意見	○	38
(1) 保育面積の縮減目標の明確化について			
(2) 施設類型別の縮減目標の明確化について	意見	○	39
(3) 縮減目標のアップデートについて	意見		40
6. その他の事項	結果		40
(1) 統一的な基準による地方公会計の整備の遅れについて			
(2) 「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」の策定について	結果	○	42
(3) 施設管理システムの活用について	意見		43
(4) 施設評価に用いる稼働率について	意見		44
(5) ネーミングライツの活用について	意見		44
(6) 未利用財産情報の管理について	意見		45
第5 学校教育系施設			
1. 和歌山市立学校適正規模化の方針の策定について	意見		49
2. 余裕教室の有効活用について	意見	○	50
3. 長寿命化計画の策定について	意見		51
第6 公営住宅			
1. 和歌山市営住宅の更新・統廃合の効果額の算定について	意見		59
第7 行政系施設			
1. 支所・連絡所のコミュニティセンターへの集約化について	意見	○	67
第8 市民文化系施設			
1. 施設の老朽化に伴う建替え時の複合化について	意見	○	73
2. 施設の所管と管理運営の不整合について	意見	○	74
第9 社会教育系施設			
1. 博物館における指定管理者制度の活用について	意見		77
2. こども科学館の今後の運営方針について	意見		77
3. 教育文化センターの改修について	意見		79
第10 スポーツ・レクリエーション系施設			
1. スポーツ・レクリエーション系施設の指定管理について	意見		82
第11 子育て支援施設			
1. 「和歌山市立認定こども園整備計画」について	意見		87
2. 児童館の施設の複合化について	意見		89
第12 保健・福祉施設			
1. 文化会館の複合化について	意見		94
第13 産業系施設			
1. 善明寺大型共同作業場について	意見		97

結果 2
意見 30

【2】主たる監査の結果及び意見

1. 市全体の公共施設マネジメントに対する結果及び意見

(1) 個別施設計画の策定プロセスに関する事項

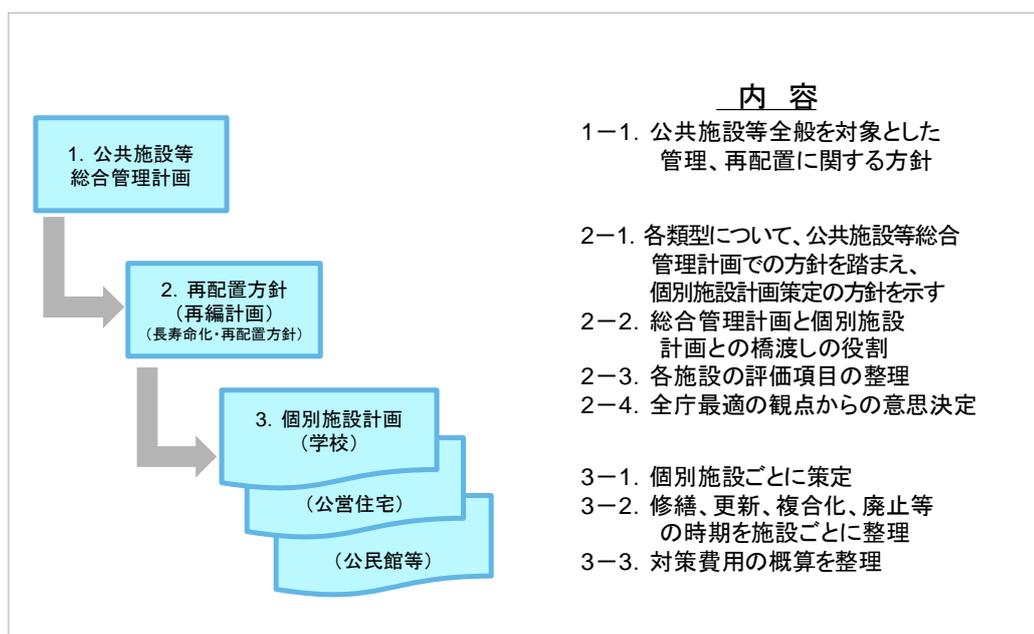
①個別施設計画策定に先立つ再配置方針等策定の必要性について（意見）

市における個別施設計画の策定プロセスは、まず施設管理担当課が各々で個別施設計画を策定し、全て出揃った後に全体的な調整を行う、というものである。

基本方針においては、各施設の評価やそれを踏まえた全庁最適の観点からの方向性検討はされていないため、上記策定プロセスによった場合、施設管理担当課の意向が重視された計画となり、全庁最適が図られないばかりか、その後の調整が難航する可能性が高い。

このため、基本方針と個別施設計画との橋渡しの役割となる再配置方針等（再編計画、適正配置計画等、決まった名称はない）を策定し、全庁最適の観点から個別施設計画の策定がなされる素地を作っておくことが望ましい。

公共施設等総合管理計画から個別施設計画策定への流れ



(出所：監査人作成資料)

例えば、滋賀県大津市では、平成 26 年 3 月に「大津市公共施設マネジメント基本方針」を策定後、平成 27 年 3 月に「大津市公共施設適正化計画」を策定して具体的な方向性を明らかにした上で個別施設計画策定へと進んでいる。

ここでは施設分類別の数値目標や、地域毎の適正化方策並びに各期での検討施設がリストアップされている。施設管理担当課は「大津市公共施設適正化計画」を拠

り所とすることで、全庁最適の観点から個別施設計画の策定が行えるようになって
いるため、参考にされたい。

施設分類別の数値目標

施設分類 (中・小)		延床面積 (㎡)	30年後までの各施設 分類における削減目標		※市全体に対 する削減割合 (参考)
			割合	面積(㎡)	
学校施設	幼稚園	36,076	△21.6%	約 7,810	約 0.8%
	小学校、中学校	390,618	△25.5%	約 99,666	約 10.2%
市民向け	支所	38,720	△3.8%	約 1,483	約 0.2%
	公民館				
	公民館(単独)				
市営住宅	市営住宅・集会所	158,217	△33.3%	約 52,739	約 5.4%

(出所：滋賀県大津市「大津市公共施設適正化計画」33ページより抜粋)

地域毎の適正化方策並びに各期での検討施設

志賀地域

旧志賀町からなる当該地域においては、かつて1行政区であったことから、他地域に比べ基本的な施設機能は整っている。しかしながら、他の地域と比べ、今後の人口減少と少子高齢化の傾向が強いため、将来の公共施設に関する行政需要に大きな変化が想定される。

そのため、各学区のコミュニティや防災対策としての拠点は維持しつつ、広範囲でのまちづくりも視野に入れ、各施設の将来にわたる需要の状況を鑑み、既存建物の有効活用や民間活用などの視点を踏まえながら、全体として需要に見合った規模やサービス提供形態（施設運営形態）、主体の見直しなどを進め、将来の新たな行政需要にも対応していく必要がある。

(地域における検討の方向性)

- 保育園が老朽化し1期目で更新等の対応が想定される場所であるが、将来の少子化傾向を鑑み、策定中の大津市立幼稚園・保育園のあり方の方針に基づいた対応や、周辺施設を有効に活用したサービス提供を検討する。
- 2期から3期にかけ小学校が老朽化し、更新等の対応が想定されるため、将来の児童数減少に伴う適正な教育環境等の視点を踏まえながら、最適規模への転換と余裕教室を利用した近隣施設の集約化等を検討する。
- 3期目には広域的な大規模施設等が更新の時期を迎えることから、複合化・広域化の拠点として、民間ノウハウ等の活用を含めた施設の再生を検討する。
- 既存施設の有効利用、民間ノウハウや活力を活かした新たな需要への対応を検討する。

(検討を要する施設)

学区	区分	1期	2期	3期	30年後以降
1 小松	広域	比良とびあ(コスト)		比良げんき村 比良げんき村(宿泊棟)	比良とびあ 志賀衛生プラント
	地域		小松市民センター 小松小学校		小松児童クラブ 手づくり工房比良の里 小松分団詰所
2 木戸	広域	木戸デイサービスセンター 比良保育園	リサイクルセンター木戸	志賀中学校	大津市斎場「志賀聖苑」 志賀聖苑葬祭センター
	地域	木戸コミュニティセンター 志賀北幼稚園			木戸小学校 木戸市民センター 木戸児童クラブ 木戸分団詰所
3 和邇	広域	和邇保育園		和邇文化センター 和邇市民体育館 和邇図書館	北部子ども療育センター
	地域	志賀南幼稚園		和邇公民館 和邇小学校 和邇児童クラブ	和邇分団詰所
	住宅				高城団地 和邇団地
4 小野	地域	小野公民館分館	小野小学校	小野市民センター 小野児童クラブ	

(出所:滋賀県大津市「大津市公共施設適正化計画」21 ページより抜粋)

(2) 個別施設計画の実効性を担保するための取組に関する事項

①個別施設計画と財政見通しの整合性確保について (意見)

個別施設計画とは、個別施設ごとに、「いつ」、「何を」、「いくら」かけて実施するのかわかる計画であるため、その実効性を担保するためには財政的な裏付けが重要である。

基本方針の更新費用推計（公共建築物）はあくまでも「推計」であるため、「第5次和歌山市長期総合計画」で示されている平成32年度までの中長期財政見通しにおける投資的経費とは連動していない。基本方針の策定は公共施設に関する現状把握が主な目的であったため、連動していないこと自体は致し方ないと言える。とはいえ、今後、個別施設計画に基づく公共施設マネジメントの実行フェーズへ進んでいくにあたり、公共施設マネジメントと財政運営は一体的に行っていくことが求められる。

中長期財政見通しは現在、平成30年度から平成39年度までのものが作成されており、毎年度ローリングしていくこととなっている。そこで、個別施設計画策定過程において、予定されている対策費用を財政見通しに組込むことを検討されたい。組込んだ結果、施設管理担当課が予定している対策費用を積上げた場合の各種財政指標への影響が財政運営上の許容範囲と乖離する場合は、事業費や実施時期、財源について再検討を求めるところを通じて投資計画と財政計画のすり合わせを行っていき、すり合わせができたものを個別施設計画とすることが有効である。

このようにして個別施設計画と財政見通しの整合性を確保することによって、実効性を担保していくことにつながるが、当然ながら、財政状況の変化に応じて個別施設計画もローリングしていく必要がある。

さらに一歩踏込んで、公共施設マネジメントの取組を予算に反映することにより実効性を高めている事例がある。

静岡県静岡市では、総合計画及び財政計画と連動した実効性のあるアセットマネジメントを確実に推進するため、平成28年度に策定された「第一次アクションプログラム」（平成29年度から34年度）に基づく、本格的な総資産量の適正化や施設の長寿命化などの取組を確実に予算に反映させている。

アクションプログラムは個別施設計画にあたるものであり、これを根拠として予算が確保される仕組みとすることで、公共施設マネジメントと財政運営を一体的に行うことができる。

予算への反映事例（静岡県静岡市）

平成30年度 主なアセットマネジメント関連事業

No.	品名	品名	事業名	平成30年度 計画金額 (千円)	平成30年度 実績金額 (千円)	資料の ページ
1 総資産量の適正化						
1	市立局 学童 児童	生涯学習交流館・児童館建設事業(三軒) 【140棟増】	建設	250千	348,844	180
2	市立局 学童 子ども 児童	生涯学習交流館・児童館建設事業(個所) 【140棟増】	建設	234千	5,330	190
3	市立局 戸籍等記録	防災水産情報センター【10棟増】	建設	300千	83,231	-
4	消防局 防災等記録	防災水産情報センター【10棟増】	建設	800千	38,000	-
5	教育局 教育施設	富士小学校社会教育事業【100棟増】	建設	1,000千	41,000	-
6	教育局 教育施設	小笠原小学校社会教育事業【100棟増】 (小笠原校舎正統化の推進)	建設	1,800千	19,700	-
7	都市局 住宅施設	市営住宅建設(大規模)【100棟増】	建設	784千	29,500	-
8	保健福祉 局	防災水産情報センター【10棟増】	建設	588千	63,700	-
9	都市局 住宅施設	防災水産情報センター【10棟増】 (防災水産情報センター)【100棟増】	建設	650千	218,100	-
10	経済局 水産施設	防災水産情報センター【10棟増】 (防災水産情報センター)【100棟増】	建設	251千	6,500	-
小計				864,345		
2 長寿命化の推進						
11	教育局 教育施設	小中学校校舎等大規模改修事業、中規模改修事業		749,382	140	113
12	消防局 防災等記録	小中学校校舎エレベーター設置事業、各種設備改修事業		548,800	140	113
13	子ども 児童	幼稚園改修(園舎)【10棟増】		127,716	-	111
14	保健福祉 局	児童センター【10棟増】		75,100	-	-
15	市立局 学童	生涯学習交流館・児童館改修事業(本館)		12,000	-	-
16	市立局 学童	生涯学習交流館・児童館改修事業(分館)		11,536	190	63
17	市立局 学童	生涯学習交流館・児童館改修事業(分館)		44,700	190	51
18	経済局 産業施設	防災水産情報センター		18,000	-	66
19	経済局 産業施設	防災水産情報センター		63,000	-	96
20	都市局 住宅施設	市営住宅アセットマネジメント事業		21,000	-	89
21	都市局 住宅施設	市営住宅アセットマネジメント事業		612,848	-	105
小計				2,284,202		
3 民間活きの導入						
21	市立局 学童	アセットマネジメント 推進	民間委託	10,000	23	47
22	市立局 学童	アセットマネジメント 推進	民間委託	50,000	-	81
23	市立局 学童	アセットマネジメント 推進	民間委託	3,417	24	47
小計				63,417		
合計				3,213,814		

総資産量の適正化

・施設解体(廃止)／改築・建設(建替)／改修事業(転用)

長寿命化の推進

・施設大規模改修／中規模改修事業

民間活きの導入

・民間運営検討／公有地活用／指定管理／売却

(出所：静岡県静岡市「平成30年度重点事業の概要」23ページより監査人作成)

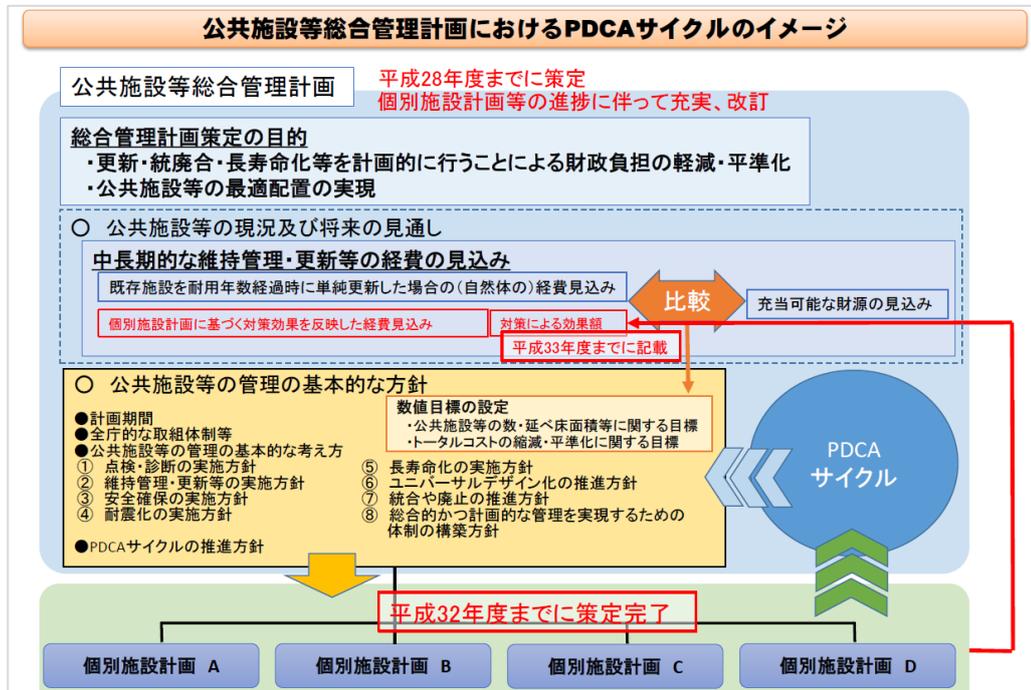
公共施設の更新問題は財政運営に与えるインパクトが非常に大きいこと、公共施設マネジメントと財政運営を区別して考えることは不可能である。裏を返せば、財政運営への影響を考慮しない公共施設マネジメントは机上の空論である。財政と関連づけることで「理想と現実」のギャップを見える化し、その解消を目指すことで、個別施設計画の実効性を確保できると考えられる。

② 公共施設等総合管理計画の改訂を見据えた検討について（意見）

改訂指針の中で、「総合管理計画は、策定・改訂の検討時点において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や取組状況（点検・診断、維持管理・更新等の履歴等）を整理し策定されたいこと。また、総合管理計画の内容については、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること」と記載されている。

平成30年4月23日に総務省が開催した、「公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けた説明会」で配布された資料において下記のとおりPDCAサイクルのイメージ図が示されており、個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込みや対策による効果額も含め、平成33年度までに公共施設等総合管理計画を改訂することが求められている。

公共施設等総合管理計画における PDCA サイクルのイメージ



(出所：総務省「公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて」より抜粋)

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込みや対策による効果額については次のとおり様式が示されており、経費だけでなく財源見込みも記載することとなっている。

当然のことながら、公共施設等総合管理計画の改訂は個別施設計画に基づいて行うため、個別施設計画策定の段階で、経費だけでなく財源まで見込んでおくことが望まれる。その上で、財政見通しに組込んで、投資計画と財政計画のすり合わせを行っていくことが有効である。

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式（10年間の例）								
【経費の見込みの記載について】								
(1) 総合管理計画の初年度を起点とした10年間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該10年間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。								
(2) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。								
(3) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）見込みも記載すること。								
(4) 普通会計と公営事業会計のそれぞれの区分ごとに、充て可能な財源の見込み（地方債、基金等の充当額の見込み、充当の考え方等）を記載すること。								
(5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。								
(6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。								
【平成〇年度から10年間】								
今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み (百万円)								
	維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(過去〇年平均)
普通会計	建築物(a)							
	インフラ施設(b)							
	計(a+b)							
公営事業会計	建築物(c)							
	インフラ施設(d)							
	計(c+d)							
	建築物計(a+c)							
	インフラ施設計(b+d)							
	合計(a+b+c+d)							
【備考】								
※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。								
※ インフラ施設：道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。								
※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。								
※ 改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。								
※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。								

(出所：総務省「公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて」より抜粋)

(3) 個別施設計画の策定体制に関する事項

① 公共施設マネジメント専門部署の設置について（意見）

基本方針は管財課内に平成 26 年 4 月 1 日に設置された資産経営推進班（班長以下班員 2 名）が中心となって策定された。策定後、資産経営推進班は解散しており、現在は財産管理活用班が「公有財産の管理及び活用の総括に関すること」、「市有施設の老朽化対策及び未利用地対策の推進に関すること」といった事務を担っている。

しかし、財産管理活用班にはこれらの他に 13 の事務があり、主務者、補助者ともに複数の事務を兼務している状況である。他課が所管している公共施設に関する既存計画の内容や新たな計画等の検討状況は十分に熟知しておらず、今後の公共施設の在り方検討を中心となって推進していく体制にないとのことである。そのため、公共施設の状況は、固定資産の異動報告等で事後的に把握しているのみといった状況である。

公共施設マネジメントは財政局の重点施策として位置付けられているが、現在の状況を踏まえると、個別施設計画策定の進捗を管理し、計画間の調整を行っていくには体制が不十分であるため、専任組織を設置することを検討されたい。また、先に述べたとおり、今後は公共施設マネジメントと財政運営は一体的に行い実効性を高めていくことが重要であるため、財政的な観点を持って取組を推進していくことが可能な組織体制とすることが望まれる。

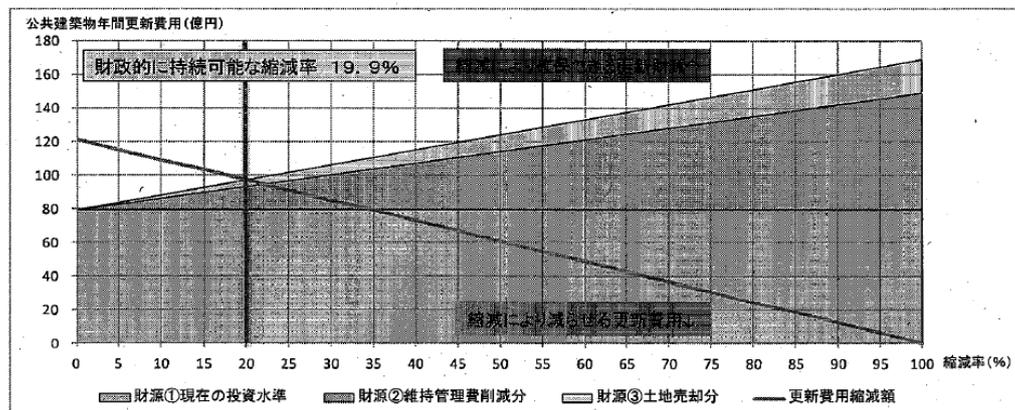
(4) 施設規模適正化の数値目標に関する事項

①保有面積の縮減目標の明確化について（意見）

公共施設等総合管理計画の策定・改訂にあたっては、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めることとされている。定量的な目標は、計画期間内で定めた PDCA サイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCA サイクルの確立に必要なためである。

基本方針には、「本市は今後 30 年間で保有面積を 19.9%縮減すれば、財政的に持続可能であると推計されます」と記載されているが、この推計結果を「念頭に」公共施設マネジメントを進めていくとの曖昧な記載にとどまっており、縮減目標として明確に謳っているわけではない。なお、基本方針には、「持続可能な財政運営のための公共建築物保有面積の推計は、保有面積の縮減により減少する更新費用と確保可能な更新財源の交点になります。」とあり、下記のとおり示されている。

図32 保有面積縮減率の推計（公共建築物）



縮減目標値の算定根拠

1. 将来更新費用の試算 121.2億円/年（今後30年間の総額3,636億円）

（前提条件） ・現在保有する公共建築物を全て保有し続けたとする。

・大規模改修を30年周期で実施し、建替え更新周期を65年周期と長寿命化を図る。

2. 確保可能な更新財源の試算

財源① 平成21年度～平成25年度の投資額、79億円/年

財源② 延床面積を縮減することにより、削減できる維持管理経費縮減率1%当たり7,000万円/年

財源③ 延床面積の縮減に伴い生じる跡地の売却益 縮減率1%当たり2,000万円/年（公共建築物が100%無くなると、その敷地面積も100%必要が無くなるという考えの基、延床面積1%縮減に対し、1%の跡地が生じると条件設定。単価は過去5年間の実績より作成）

（出所：基本方針23ページより抜粋）

もちろん、この推計は極めて簡易な方法により行われているため、その方法で算

出した 19.9% という数値が独り歩きすることも適切ではない。そのため、財政との整合性を持った目標として明確化することが望ましい。

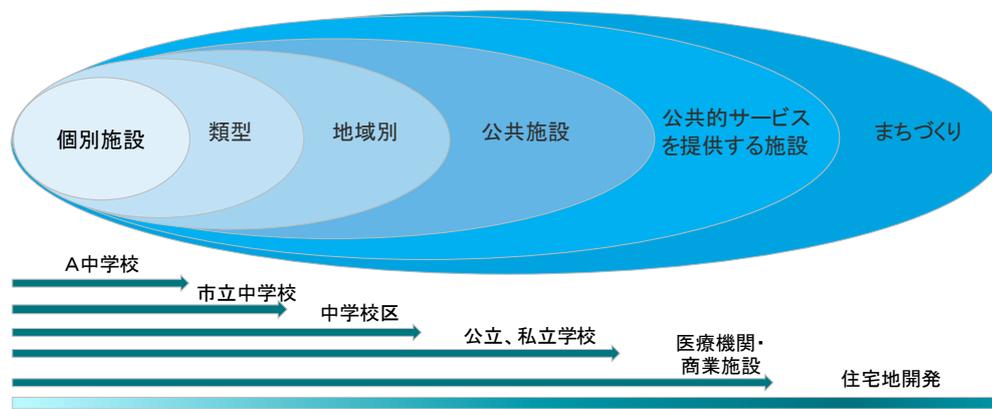
②施設類型別の縮減目標の明確化について（意見）

個別施設計画を策定するためには、施設類型別の縮減目標を明確化する必要がある。しかし個々の施設類型だけを見ては公共施設全体の縮減目標をどのように施設類型別に配分していけばよいのか検討することは難しいと言える。地域別やまちづくりといった広い視野を持たなければ、何をどれだけ縮減できる可能性があるのかが見えづらいためである。

複合化による縮減を例に取れば、これは地域別の視点で親和性のある施設同士の老朽化状況等を検討することによって初めて見出せる可能性があり、民間施設の活用による縮減を例に取れば、これは官民の枠を越えて検討することによって初めて現れる選択肢である。

施設類型別の縮減目標を明確化するにあたっては、全庁体制で検討を行うことが必要となる。繰り返しになるが、現状の個別施設計画策定プロセスの見直しも検討し、個別施設計画の指針となる再配置方針等を策定し、その中で公共施設全体の縮減目標を施設類型別に配分していくのが望ましい。

個別施設計画における検討の範囲イメージ



（出所：監査人作成資料）

（5）その他の事項

①「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」の策定について（結果）

人口 20 万人以上の地方公共団体においては『多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針』について（要請）」（平成 27 年 12 月 17 日 府政経シ第 886 号 総行地第 154 号）を踏まえ、平成 28 年度末までに、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針（以下、「優先的検討規程」という。）を策定すること

となっている。

「PPP/PFIの実施状況等に関する調査について（依頼）（平成28年10月5日 府政経シ851号 総行地第156号）」の結果によれば、平成28年度中に優先的検討規程を策定する見込みの人口20万人以上の地方公共団体の割合は86.2%となっている。

市については、平成28年度末時点で未策定と回答している。政策調整課へ現在の策定状況を確認したところ、平成30年度中の策定に向けて取組中とのことであった。

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP/PFI手法の検討機会を拡大することが必要と考えられる。その第一歩として、優先的検討規程を早急に策定する必要がある。

2. 学校教育系施設

(1) 余裕教室の有効活用について（意見）

「余裕教室とは、児童生徒数の減少により、今後5年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室のこと」と定義されている。

余裕教室の有効活用については、市では放課後児童健全育成事業（学童保育）により、若竹学級と称して市立小学校内の余裕教室やプレハブ施設にて事業を実施している。また、少人数学級や英語教育の場、地域交流室や特別支援学級などの利用を進めている。

しかし、他団体のように複合化の観点から余裕教室についての使用を前提としておらず、また目的外使用であるとのことから検討されていない。これは、市には公民館、コミュニティセンター等の公共施設が多数存在し、そこで交流を図ることができているという現状があるためである。なお、10教室以上の余裕教室がある学校が、小学校4校、中学校6校となっている。

文部科学省では、全国の公立小中学校施設を対象に平成29年5月1日現在の余裕教室の活用状況が調査されている。本調査によると、余裕教室は、79,216室（総数80,414室のうち98.5%）が当該学校施設をはじめ、何らかの用途に活用されている。また、こうした余裕教室の各地の自治体における活用事例についても公開されている。

このように、文部科学省において、余裕教室の有効活用が促進されており、一定の要件を満たせば、国庫納付を要さず、報告書の提出をもって手続が済む簡素な取り扱いにするなど、手続の弾力化・簡素化が図られている。また、現在様々な公共施設で行われている交流活動の場を余裕教室で行うことで、施設の複合化がより円

滑に進むことも期待される。

以上のことから、市においても余裕教室の放課後児童クラブへの活用のように、より一層余裕教室を有効活用できるか否か検討すべきである。

3. 行政系施設

(1) 支所・連絡所のコミュニティセンターへの集約化について（意見）

支所・連絡所は市内 42 か所に設置されているが、コミュニティセンターをブロックごとに 10 か所設置することが予定されている。このうち 7 か所については、既に設置済みであり、残り 3 か所については、今後設置が予定されている。

市は各地区の支所・連絡所機能をコミュニティセンターに集約することについて地区におけるコミュニティ及び防災の施設が少なくなることで、各地区により密着した行政サービスを行うことが難しくなるため、慎重に検討する必要があるとのことである。

一方、現在の市の財政状況及び少子高齢化の流れを踏まえれば、現状の 42 か所ある支所・連絡所を維持することによるランニングコストが市の財政を圧迫する恐れがある。

以上のことから、既に稼働中の 7 か所のコミュニティセンターについては、隣接する支所・連絡所の老朽化の状況を考慮し、同センターへの支所・連絡所の機能集約化を検討することが望まれる。

また、今後設置予定の 3 か所のコミュニティセンターについては、同一地区内に設置されている支所・連絡所の機能を同センターへの集約化を検討することが望まれる。

なお、将来的に設置される 3 か所も想定して、今後平成 32 年度までに策定予定の個別施設計画において市の施設縮減目標の達成、及び統廃合によるコスト削減効果といった財政面での効果について試算することも有効である。

4. 市民文化系施設

(1) 施設の老朽化に伴う建替え時の複合化について（意見）

市内には市民会館、福祉交流館、児童館など、条例に規定された設置目的が異なる施設が近隣に存在するエリアが複数存在する。さらに支所・連絡所は、市内に 42 か所存在するが、地域住民の利用、災害時の一時避難場所として運用しているため、現在複合化は予定されていない。

この点、設置目的の異なる施設が近隣に存在することや、支所・連絡所を維持することは施設の維持、修繕費用により市の財政を圧迫する恐れがあり、公共施設マネジメントの観点からは、望ましくない状況であると考えられる。

したがって、支所・連絡所及び、隣接する設置目的が異なる施設については、老

朽化に伴う建替えのタイミングで、それぞれの設置目的に合致する機能、例えば、集会スペースや避難所といった機能は残しつつ、複合化及び集約が可能か否か検討することが望まれる。

また、支所・連絡所を複合化し、災害等が発生した場合には一部だけオープンできるようにする、又は、地域の支所・連絡所のある場所にコミュニティセンターが建設されるのであるならば、同一エリアに存在する支所・連絡所の機能を集約していくことも検討することが望まれる。

(2) 施設の所管と管理運営の不整合について（意見）

和歌山市南出島地区集会所、和歌山市北出島・有家西集会所、和歌山市新中島地区集会所及び和歌山市有家地区集会所の各集会所施設の所管と管理運営については、平成 22 年度の定期監査による指摘から 8 年が経過しているにも関わらず、建設された経緯と今後の建替えを含めた老朽化対策を考慮し、建設した保険総務課と、管理している自治振興課との間で現在も解消に至っていない。

現在、上記施設は、自治振興課所管の和歌山市地区会館条例（昭和 48 年条例第 24 号）に既に登載されている施設であり、地区住民の福祉の向上を図るための公の施設である。集会所は地区住民の自治振興に寄与するための施設であり、現在、自治振興課が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項から第 11 項に規定する「指定管理者」を地元自治会に対し導入しており、事実上の運営・管理は全て自治振興課で事務手続きが実施されている。

同様の施設は保険総務課の所管するものを含め合計 9 施設存在しており、それぞれの建設された経緯と、地区住民が建設する本来の集会所施設の在り方を踏まえ、今後課題となる施設の老朽化に伴う大規模修繕や、建替え費用の負担について、和歌山市事務分掌条例（昭和 51 年条例第 1 号）及び和歌山市行政組織規則（平 15 年規則第 13 号）といった各規程との整合性を図りつつ早急に市としての方向性を決定し、現在の所管と管理運営の状況の不整合について解消することが望まれる。

第4 市全体の公共施設マネジメントに対する結果及び意見

【1】総論

1. 公共施設マネジメント所管課の概要

市における公共施設マネジメント所管課は管財課であり、財産管理活用班が「公有財産の管理及び活用の総括に関すること」、「市有施設の老朽化対策及び未利用地対策の推進に関すること」といった事務を担っている。

なお、基本方針は管財課内に平成26年4月1日に設置された資産経営推進班（班長以下班員2名）が中心となって策定された。策定後、資産経営推進班は解散している。

2. 歳入歳出決算の推移

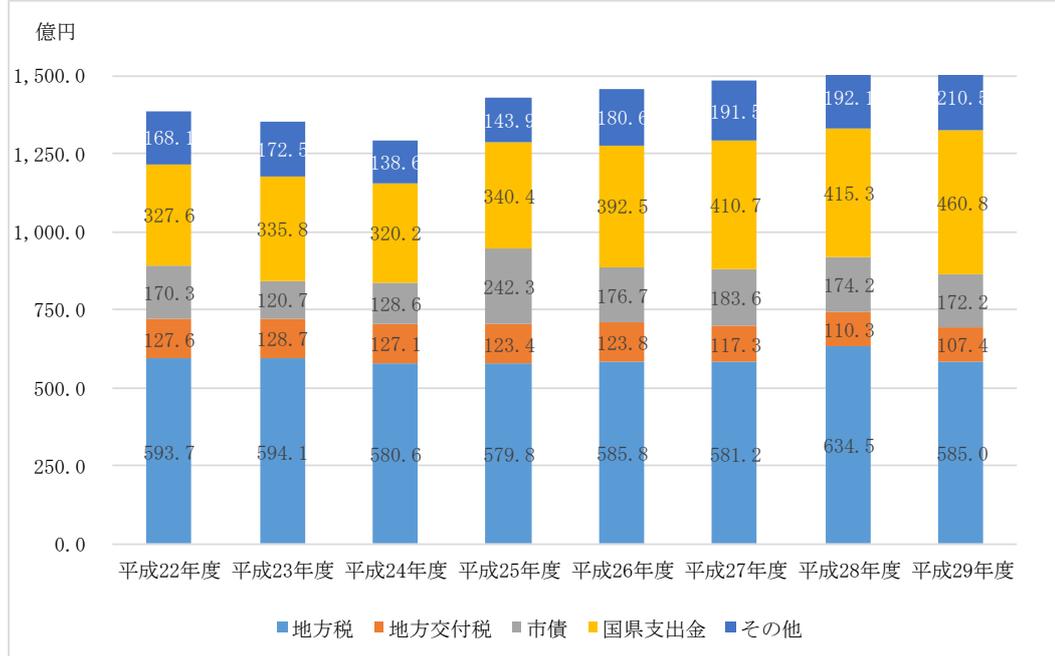
平成22年度から平成28年度の歳入・歳出決算額（ともに普通会計）の推移は次のとおりである。

歳入面では、平成28年度は特別土地保有税約54億円の収入があり、一時的に地方税が増加しているものの、その影響を除けば概ね横ばいである。地方交付税も減少傾向にある。平成25年度以降、投資的経費の増加に対応してその財源としての国県支出金や市債が増加し、歳入全体としては増加傾向にあるが、通常の一般財源に限って見れば増加はしていない。

歳出面では、扶助費の増加が顕著であり、平成28年度は平成22年度と比較して約80億円増加し、歳出に全体占める割合は約3割に達している。投資的経費も老朽化施設の更新や長寿命化工事等により近年増加傾向にあり、平成28年度は平成24年度の約2倍となっている。「その他」も平成24年度を境に増加に転じており、平成28年度は平成24年度と比較して約86億円増加している。増加の主な内訳は積立金が約47億円、繰出金が約26億円等となっている。前者は将来の支出に備えた基金の積立てである。後者は下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計等への財政支援であり、高齢化や下水道施設の老朽化の進展により負担が増していることを示唆している。

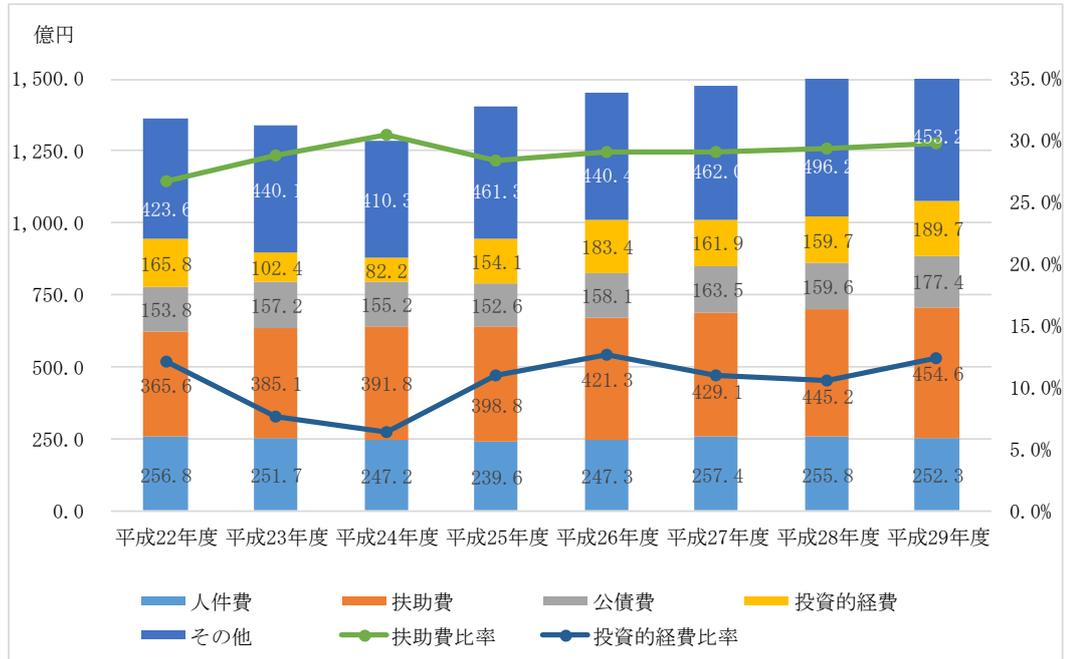
歳入が伸び悩む中、社会保障関連経費や公共施設の老朽化対策費の負担が増加している。いずれの地方公共団体にも共通の課題と言えるが、今後もこの傾向はより一層強まっていくことが見込まれるため、公共施設マネジメントを含む各種取組を推進し、収支改善を図っていく必要がある。

歳入決算額（普通会計）の推移



(出所：財政状況資料集及び市より入手した資料に基づき監査人作成)

歳出決算額（普通会計）の推移



(出所：財政状況資料集及び市より入手した資料に基づき監査人作成)

3. 中期財政見通し

平成 30 年 9 月時点での一般会計の中期財政見通しは次のとおりである。これによれば、平成 35 年度を除き各年度収支赤字となり、歳入歳出の調整弁である財政調整基金が 10 年間で約 43 億円減少する見込みとなっている。

一般会計の中期財政見通し（平成 30 年度～平成 39 年度）

一般会計の中期財政見通し（2018(H30)～2027(H39)）											
（単位：億円）											
		2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)	2026 (H38)	2027 (H39)
歳入	一般財源	844.4	846.0	851.2	850.1	851.0	851.2	852.1	853.0	851.4	853.0
	国県支出金	420.7	442.0	403.8	394.1	396.2	398.5	399.6	400.8	402.0	403.3
	市債	100.5	109.7	126.5	54.8	56.7	50.4	50.4	50.4	50.4	50.4
	その他	91.3	93.8	93.8	93.9	93.9	93.9	93.9	93.9	93.9	93.9
	合計	1,456.9	1,491.5	1,475.3	1,392.9	1,397.8	1,394.0	1,396.0	1,398.1	1,397.7	1,400.6
歳出	人件費	254.3	253.6	253.4	251.2	256.6	242.5	245.0	242.7	240.0	241.0
	扶助費	448.4	451.0	453.7	456.5	459.5	462.5	464.0	465.6	467.2	468.8
	公債費	149.1	152.3	156.7	156.8	160.1	161.5	163.6	163.7	165.2	167.9
	投資的経費	172.2	210.1	168.3	82.7	82.7	82.7	82.7	82.7	82.7	82.7
	繰出金	168.3	170.9	173.7	176.4	172.0	169.3	170.5	171.7	172.9	174.2
	その他	295.5	276.0	271.9	271.2	270.4	271.3	271.3	273.3	274.6	275.8
合計	1,487.8	1,513.9	1,477.7	1,394.8	1,401.3	1,389.8	1,397.1	1,399.7	1,402.6	1,410.4	
収支		△ 30.9	△ 22.4	△ 2.4	△ 1.9	△ 3.5	4.2	△ 1.1	△ 1.6	△ 4.9	△ 9.8
基金残高見込	財政調整基金	79.6	57.2	54.8	52.9	49.4	53.6	52.5	50.9	46.0	36.2
	減債基金	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9

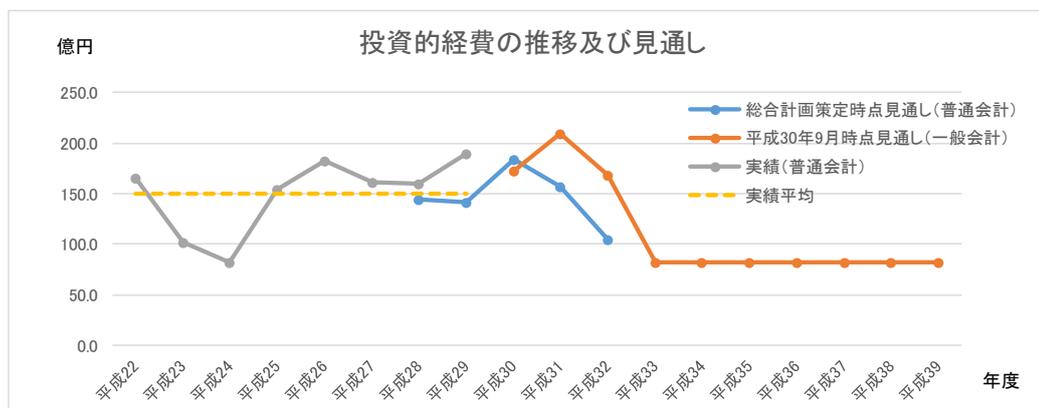
●平成29年度末の財政調整基金残高は110.5億円、減債基金残高は15.9億円、両基金合わせて126.4億円です。
●この表は平成30年9月時点での試算であり、今後の状況により変動する場合があります。

（出所：財政課作成資料）

上記見通しにおける歳出のうち、投資的経費に着目し、実績値及び第5次長期総合計画策定時点の見通しと比較すると次のとおりである。平成 31 年度、平成 32 年度は総合計画策定時点から約 50～60 億円上振れしていること、平成 33 年度以降は近年の実績値のうち最も少ない平成 24 年度と同水準で一定となっているのが特徴的である。平成 33 年度以降の投資的経費は、平成 22 年度から平成 28 年度の平均 144.1 億円と比較して 61.4 億円少なくなっている

平成 33 年度以降が一定となっている理由は、総合計画に位置付けられた各施策の具体的な実施方法等を定める実施計画の対象期間が平成 32 年度までであり、平成 33 年度以降はインフラ等の継続的な事業など最小限の数値が設定されているためである。

投資的経費の推移及び見通し



(出所：総合計画、中期財政見通し、財政状況資料集に基づき監査人作成)

平成22年度から平成28年度の投資的経費に充当された一般財源等の平均は19.4億円であり、投資的経費の平均に対する割合は13.4%となっている。

投資的経費充当一般財源等の割合

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平均
投資的経費(億円)	165.8	102.4	82.2	154	183	161.9	159.7	189.7	147.6
充当一般財源等(億円)	42.6	20.4	10.9	22.6	16.3	10.8	11.9	0.0	13.3
一般財源等の割合	25.7%	19.9%	13.3%	14.7%	8.9%	6.7%	7.5%	0.0%	9.0%

(出所：財政状況資料集及び市より入手した資料に基づき監査人作成)

仮に平成33年度以降の投資的経費として144.1億円を見込み、充当一般財源等の割合を13.4%とした場合、現状の見通しに毎年61.4億円が上乗せされることになり、充当一般財源等8.3億円が収支のマイナスとして影響する(影響額計算を簡便的に行うため、上乗せ分の財源を起債で賄った場合の後年度の公債費増加は無視している)。平成33年度から平成39年度までの影響額累計は57.8億円となる。これは現状の見通しにおける平成39年度の財政調整基金残高見込み36.2億円を大きく上回る。財政調整基金は歳入歳出の調整弁であるため、これが枯渇してしまえば著しく財政的安定性を欠く状況に陥ってしまう。したがって、投資的経費について、近年の水準を維持することは財政的な観点からはおそらく不可能であると言える。

このような議論を出発点として、財政見通し期間内で投資的経費をどの程度確保できそうなのか、財源構成はどうするのか、目処を立てておくのが望ましい。なぜなら、今後策定予定の個別施設計画は、少なくとも10年以上の計画となることから、施設管理担当課が策定した計画案を財政的な観点から長期目線でチェックしておかなければ、実効性が担保されないためである。

【3】市全体に対する結果及び意見」において後述のとおり、今後、個別施設計画に基づく公共施設マネジメントの実行フェーズへ進んでいくにあたり、公共施設

マネジメントと財政運営は一体的に行っていくことが求められる。現在の中期財政見通しの対象期間は10年であるものの、投資的経費の見込みが実施計画の範囲内にとどまるため、実質的には向こう3年の見通しに等しい。財政見通しというツールを積極的に活用して、実効性のある個別施設計画の策定に役立てられたい。

【2】実施手続

1. 市の管財課、財政課及び政策調整課の担当者への質問、意見聴取及び書類の閲覧等により公共施設マネジメントへの取組概要を把握した。
2. 関係する国の計画、指針、通知等の趣旨を踏まえ、効果的、効率的に職務が執行されているかを確認した。

【3】市全体に対する結果及び意見

1. 個別施設計画の策定に関する理解に関する事項

(1) 個別施設計画の記載事項に関する認識誤りについて（意見）

インフラ長寿命化基本計画（国土交通省 平成25年11月29日）の中で、個別施設計画の基本的な記載事項が示されている。

個別施設計画の基本的な記載事項

<p>IV. インフラ長寿命化計画等の策定</p> <p>2. 個別施設毎の長寿命化計画</p> <p>各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。…</p> <p>〔記載事項〕</p> <p>① 対象施設</p> <p>行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業毎の分類（道路、下水道等）や、構造物毎の分類（橋梁、トンネル、管路等）等）を設定の上、その単位毎に計画を策定する。</p> <p>② 計画期間</p> <p>インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。</p> <p>基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。</p> <p>③ 対策の優先順位の考え方</p> <p>個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。</p> <p>④ 個別施設の状態等</p> <p>点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。また、「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。</p> <p>⑤ 対策内容と実施時期</p> <p>「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」及び「IV. 2. ④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。</p> <p>⑥ 対策費用</p> <p>計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。</p>

（出所：国土交通省「インフラ長寿命化基本計画」より抜粋）

これによれば、個別施設計画には、対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設計画の状態等、対策内容と実施時期、対策費用を記載することとなっており、個別施設計画とは、個別施設ごとに、「いつ」、「何を」、「いくら」かけて実施するのかを示す計画であると理解できる。

ところが、管財課へのヒアリングによれば、市が策定予定の個別施設計画では、計画期間内における個別施設ごとの取扱いまで踏み込んだ記載をすることは難しいのではないかとのことであった。

個別施設ごとの取扱いが記載されない計画では、国が求める個別施設計画としての要件を充たさないどころか、そのような内容では今後の具体的な施設管理に役立てることができないため、策定する意義が乏しいと言える。

国が求める要件に合致し、今後の施設管理に有用な計画とするために、個別施設計画の記載事項に関する認識をもって策定を行うよう徹底すべきである。

(2) 個別施設計画の策定に関する研修等の実施について（意見）

個別施設計画は施設類型等を単位に策定することが想定される。このため、策定担当課の間で目線合わせをしておかないと、記載すべき事項が網羅的に記載されない可能性や、記載のレベル感に差が生じる可能性がある。各個別施設計画を取りまとめる段階で必要事項の漏れや差異が発覚して手戻りが生じると、計画間の調整等、後工程の円滑な進捗に支障をきたしてしまうことも懸念される。

管財課へのヒアリングによれば、市では個別施設計画の策定に関する研修等は実施しておらず、今後も実施する予定はないとのことであった。一方で、施設管理担当課へのヒアリングでは、策定に関する知識不足を不安視する声が聞かれた。

個別施設計画の策定を円滑に進めていくために、市全体の公共施設マネジメントをリードする立場にある管財課が主体となり必要に応じて専門家等を招へいした研修を実施するなど、施設管理担当課職員の策定に関する理解を促進することが望まれる。

2. 個別施設計画の策定プロセスに関する事項

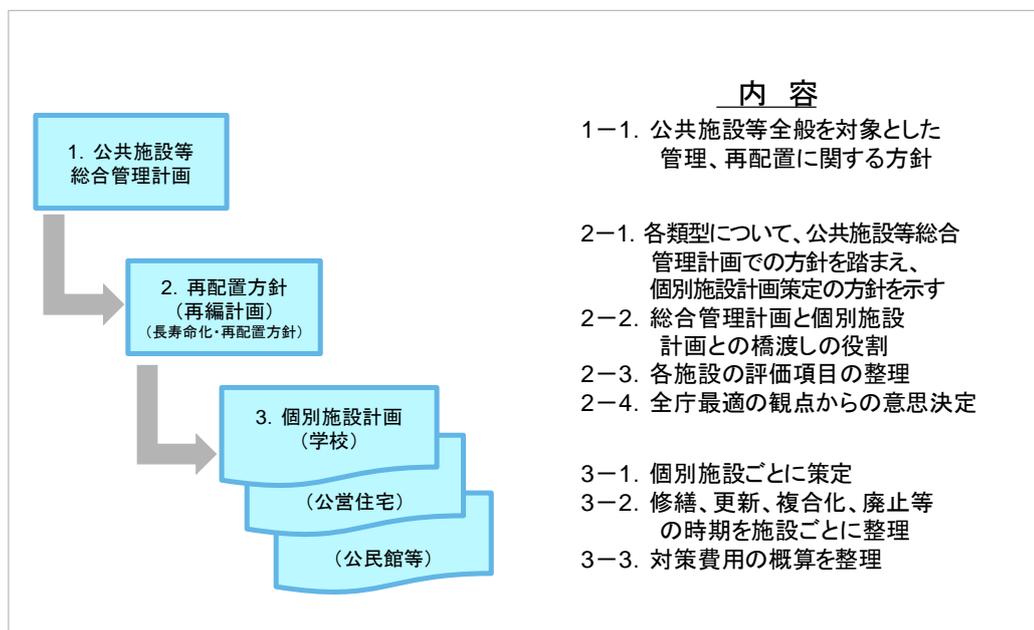
(1) 個別施設計画策定に先立つ再配置方針等策定の必要性について（意見）

市における個別施設計画の策定プロセスは、まず施設管理担当課が各々で個別施設計画を策定し、全て出揃った後に全体的な調整を行う、というものである。

基本方針においては、各施設の評価やそれを踏まえた全庁最適の観点からの方向性検討はされていないため、上記策定プロセスによった場合、施設管理担当課の意向が重視された計画となり、全庁最適が図られないばかりか、その後の調整が難航する可能性が高い。

このため、基本方針と個別施設計画との橋渡しの役割となる再配置方針等（再編計画、適正配置計画等、決まった名称はない）を策定し、全庁最適の観点から個別施設計画の策定がなされる素地を作っておくことが望ましい。

公共施設等総合管理計画から個別施設計画策定への流れ



(出所：監査人作成資料)

例えば、滋賀県大津市では、平成 26 年 3 月に「大津市公共施設マネジメント基本方針」を策定後、平成 27 年 3 月に「大津市公共施設適正化計画」を策定して具体的な方向性を明らかにした上で個別施設計画策定へと進んでいる。

ここでは施設分類別の数値目標や、地域毎の適正化方策並びに各期での検討施設がリストアップされている。施設管理担当課は「大津市公共施設適正化計画」を拠り所とすることで、全庁最適の観点から個別施設計画の策定が行えるようになっているため、参考にされたい。

施設分類別の数値目標

施設分類 (中・小)		延床面積 (㎡)	30 年後までの各施設 分類における削減目標		※市全体に対 する削減割合 (参考)
			割合	面積 (㎡)	
学校施設	幼稚園	36,076	△21.6%	約 7,810	約 0.8%
	小学校、中学校	390,618	△25.5%	約 99,666	約 10.2%
市民ゆかり	支所	38,720	△3.8%	約 1,483	約 0.2%
	公民館				
	公民館 (単独)				
市営住宅	市営住宅・集会所	158,217	△33.3%	約 52,739	約 5.4%

(出所：滋賀県大津市「大津市公共施設適正化計画」33 ページより抜粋)

地域毎の適正化方策並びに各期での検討施設

志賀地域

旧志賀町からなる当該地域においては、かつて1行政区であったことから、他地域に比べ基本的な施設機能は整っている。しかしながら、他の地域と比べ、今後の人口減少と少子高齢化の傾向が強いため、将来の公共施設に関する行政需要に大きな変化が想定される。

そのため、各学区のコミュニティや防災対策としての拠点は維持しつつ、広範囲でのまちづくりも視野に入れ、各施設の将来にわたる需要の状況を鑑み、既存建物の有効活用や民間活用などの視点を踏まえながら、全体として需要に見合った規模やサービス提供形態（施設運営形態）、主体の見直しなどを進め、将来の新たな行政需要にも対応していく必要がある。

(地域における検討の方向性)

- 保育園が老朽化し1期目で更新等の対応が想定される場所であるが、将来の少子化傾向を鑑み、策定中の大津市立幼稚園・保育園のあり方の方針に基づいた対応や、周辺施設を有効に活用したサービス提供を検討する。
- 2期から3期にかけ小学校が老朽化し、更新等の対応が想定されるため、将来の児童数減少に伴う適正な教育環境等の観点を踏まえながら、最適規模への転換と余裕教室を利用した近隣施設の集約化等を検討する。
- 3期目には広域的な大規模施設等が更新の時期を迎えることから、複合化・広域化の拠点として、民間ノウハウ等の活用を含めた施設の再生を検討する。
- 既存施設の有効利用、民間ノウハウや活力を活かした新たな需要への対応を検討する。

(検討を要する施設)

学区	区分	1期	2期	3期	30年後以降
1 小松	広域	比良とびあ(コスト)		比良げんき村 比良げんき村(宿泊棟)	比良とびあ 志賀衛生プラント
	地域		小松市民センター 小松小学校		小松児童クラブ 手づくり工房比良の里 小松分団詰所
2 木戸	広域	木戸デイサービスセンター 比良保育園	リサイクルセンター木戸	志賀中学校	大津市斎場「志賀聖苑」 志賀聖苑葬祭センター
	地域	木戸コミュニティセンター 志賀北幼稚園			木戸小学校 木戸市民センター 木戸児童クラブ 木戸分団詰所
3 和邇	広域	和邇保育園		和邇文化センター 和邇市民体育館 和邇図書館	北部子ども療育センター
	地域	志賀南幼稚園		和邇公民館 和邇小学校 和邇児童クラブ	和邇分団詰所
	住宅				高城団地 和邇団地
4 小野	地域	小野公民館分館	小野小学校	小野市民センター 小野児童クラブ	

(出所：滋賀県大津市「大津市公共施設適正化計画」21ページより抜粋)

(2) 住民参画について（意見）

平成 28 年 3 月に策定した和歌山市公共施設マネジメント基本方針に際してはパブリックコメントを実施しているが、その他の方法による住民参画の機会は設けていない。先述のとおり、基本方針においては、各施設類型の概括的な現状把握に留まっており、住民生活への直接的な影響度合いが高くなかったため、パブリックコメント以上の住民参画の必要性がそれほど大きくなかったと言える。

しかし、今後策定する個別施設計画では、個別施設ごとの取扱いまで踏み込んだ記載をすることになり、住民生活への影響度合いが高まるため、住民の理解を得る必要性も自ずと高まると考えられる。

パブリックコメントのように計画素案が出来上がってから初めて住民の意見を聞くのでは合意形成に至るのは困難と考えられるため、個別施設計画策定に先立ち、住民参画の目的・手法・対象者・時期・結果の計画への反映方法等を十分に検討しておくことが望まれる。

3. 個別施設計画の実効性を担保するための取組に関する事項

(1) 個別施設計画と財政見通しの整合性確保について（意見）

個別施設計画とは、個別施設ごとに、「いつ」、「何を」、「いくら」かけて実施するのかを示す計画であるため、その実効性を担保するためには財政的な裏付けが重要である。

基本方針の更新費用推計（公共建築物）はあくまでも「推計」であるため、「第 5 次和歌山市長期総合計画」で示されている平成 32 年度までの中長期財政見通しにおける投資的経費とは連動していない。基本方針の策定は公共施設に関する現状把握が主な目的であったため、連動していないこと自体は致し方ないと言える。とはいえ、今後、個別施設計画に基づく公共施設マネジメントの実行フェーズへ進んでいくにあたり、公共施設マネジメントと財政運営は一体的に行っていくことが求められる。

中長期財政見通しは現在、平成 30 年度から平成 39 年度までのものが作成されており、毎年度ローリングしていくこととなっている。そこで、個別施設計画策定過程において、予定されている対策費用を財政見通しに組込むことを検討されたい。組込んだ結果、施設管理担当課が予定している対策費用を積上げた場合の各種財政指標への影響が財政運営上の許容範囲と乖離する場合は、事業費や実施時期、財源について再検討を求めることを通じて投資計画と財政計画のすり合わせを行っていき、すり合わせができたものを個別施設計画とすることが有効である。

このようにして個別施設計画と財政見通しの整合性を確保することによって、実効性を担保していくことにつながるが、当然ながら、財政状況の変化に応じて個別施設計画もローリングしていく必要がある。

さらに一歩踏込んで、公共施設マネジメントの取組を予算に反映することにより実効性を高めている事例がある。

静岡県静岡市では、総合計画及び財政計画と連動した実効性のあるアセットマネジメントを確実に推進するため、平成 28 年度に策定された「第一次アクションプログラム」（平成 29 年度から 34 年度）に基づく、本格的な総資産量の適正化や施設の長寿命化などの取組を確実に予算に反映させている。

アクションプログラムは個別施設計画にあたるものであり、これを根拠として予算が確保される仕組みとすることで、公共施設マネジメントと財政運営を一体的に行うことができる。

予算への反映事例（静岡県静岡市）

平成30年度 主なアセットマネジメント関連事業

No.	品名	品名	事業名	平成30年度 当初予算額 (千円)	累計 実行額 (千円)	累計 残高 (千円)
1 総資産量の適正化						
※廃除・中止事業						
1	静岡市 子ども 共立施設	生涯学習施設 子ども共立施設	生涯学習交流館・児童館建設事業(三棟) 【1400㎡相当】	259㎡	348,844	190
2	静岡市	生涯学習施設 子ども共立施設	生涯学習交流館・児童館建設事業(第10) 【1400㎡相当】	234㎡	5,330	190
3	有楽町	戸籍支店	戸籍支店新築事業【1000㎡】	3557㎡	93,231	-
4	有楽町	戸籍支店	戸籍支店新築併行倉庫建設事業【1000㎡】	863㎡	30,000	-
5	教育局	教育施設	地下小中学校給食改善事業【1000㎡】	1577㎡	41,000	-
6	教育局	教育施設	小中学校給食改善事業【1000㎡】 (小中学校適正規模化の推進)	1805㎡	19,700	-
7	静岡市	住宅施設	防災型住宅建設事業【1000㎡】	734㎡	29,500	-
8	静岡市 児童局	児童福祉施設	保育センター建設事業 【1400㎡】	588㎡	63,700	-
9	静岡市	住宅施設	防災型住宅建設事業【1000㎡】 (防災型住宅建設の推進)	653㎡	218,100	-
10	経済局	水産施設	水産加工等事業施設工事 【1000㎡】	251㎡	6,500	-
小計					864,945	
2 長寿命化の推進						
11	教育局	教育施設	小中学校給食等大規模改修事業、中規模改修事業	349,382	140	115
12	消防局	消防施設	小中学校給食・インフラシステム事業、消防設備改修事業	348,800	140	118
13	消防局	消防施設	消防施設改修事業(千代田消防署・清水消防署)	127,718	-	111
14	子ども 共立施設	子ども共立施設	児童館・児童センター改修事業	78,100	-	-
15	保健福祉 委員会	児童福祉施設	児童センター改修事業(志田)	12,000	-	-
16	市民局	生涯学習施設	生涯学習交流館・児童館建設事業(北)	11,536	190	51
17	市民局	生涯学習施設	生涯学習交流館・児童館建設事業(玉川・駒橋)	44,700	190	51
18	建設局	産業施設	港湾工業基幹改修事業	18,000	-	66
19	経済局	中山間地域開発	静岡市中山間地域開発基金の運用管理改修事業	83,000	-	96
20	経済局	産業施設	港湾工業改修事業	21,000	-	89
21	都市局	住宅施設	市営住宅アセットマネジメント事業	412,868	-	105
小計					2,384,252	
3 民間活きの導入						
21	企画局	アセットマネジメント 推進	静岡市地区センター施設整備方針策定事業	10,350	33	47
22	子ども 共立施設	子ども共立施設	市民センター等の適正化に伴う施設整備事業	50,900	-	81
23	企画局	アセットマネジメント 推進	静岡市小中学校施設利用推進事業	3,417	14	47
小計					64,667	
合計					3,213,814	

総資産量の適正化

- ・施設解体(廃止)／改築・建設(建替)／改修事業(転用)

長寿命化の推進

- ・施設大規模改修／中規模改修事業

民間活きの導入

- ・民間運営検討／公有地活用／指定管理／売却

(出所：静岡県静岡市「平成 30 年度重点事業の概要」23 ページより監査人作成)

公共施設の更新問題は財政運営に与えるインパクトが非常に大きいため、公共施設マネジメントと財政運営を区別して考えることは不可能である。裏を返せば、財政運営への影響を考慮しない公共施設マネジメントは机上の空論である。財政と関連づけることで「理想と現実」のギャップを見える化し、その解消を目指すことで、個別施設計画の実効性を確保できると考えられる。

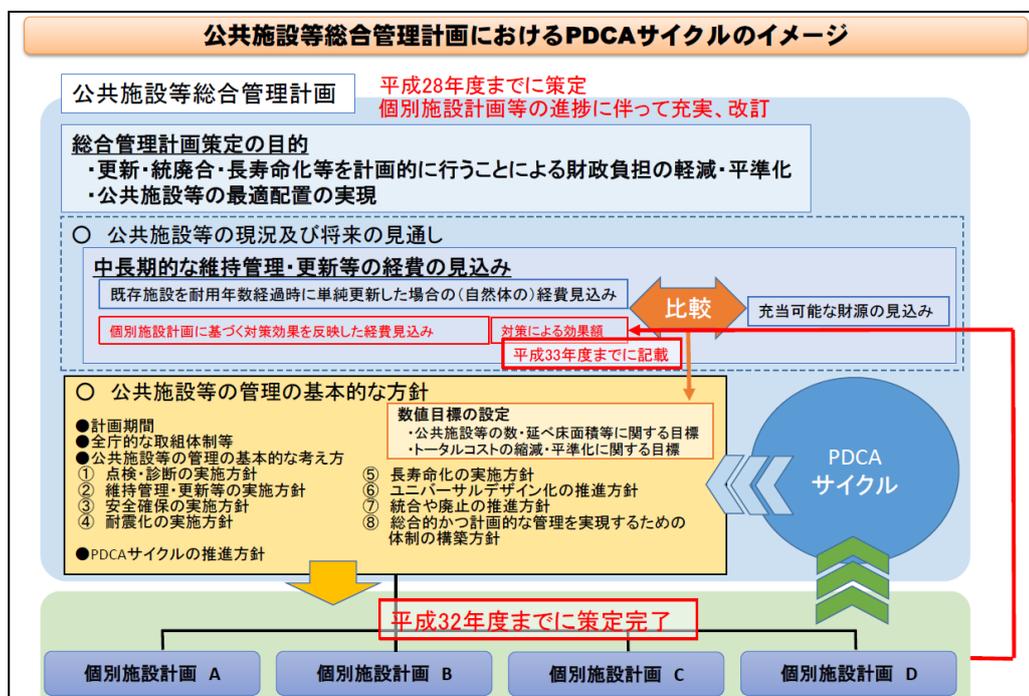
(2) 公共施設等総合管理計画の改訂を見据えた検討について (意見)

改訂指針の中で、「総合管理計画は、策定・改訂の検討時点において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や

取組状況（点検・診断、維持管理・更新等の履歴等）を整理し策定されたいこと。また、総合管理計画の内容については、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること」と記載されている。

平成 30 年 4 月 23 日に総務省が開催した、「公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けた説明会」で配布された資料において下記のとおり PDCA サイクルのイメージ図が示されており、個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込みや対策による効果額も含め、平成 33 年度までに公共施設等総合管理計画を改訂することが求められている。

公共施設等総合管理計画における PDCA サイクルのイメージ



(出所：総務省「公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて」より抜粋)

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込みや対策による効果額については次のとおり様式が示されており、経費だけでなく財源見込みも記載することとなっている。

当然のことながら、公共施設等総合管理計画の改訂は個別施設計画に基づいて行うため、個別施設計画策定の段階で、経費だけでなく財源まで見込んでおくことが望まれる。その上で、財政見通しに組込んで、投資計画と財政計画のすり合わせを行っていくことが有効である。

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式（10年間の例）									
【経費の見込みの記載について】									
(1) 総合管理計画の初年度を起点とした10年間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該10年間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。									
(2) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。									
(3) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）見込みも記載すること。									
(4) 普通会計と公営事業会計のそれぞれの区分ごとに、充実可能な財源の見込み（地方債、基金等の充当額の見込み、充当の考え方等）を記載すること。									
(5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。									
(6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。									
【平成〇年度から10年間】									
今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み (百万円)									
		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在裏している経費(過去〇年平均)
普通会計	建築物(a)								
	インフラ施設(b)								
	計(a+b)								
公営事業会計	建築物(c)								
	インフラ施設(d)								
	計(c+d)								
建築物計(a+c)									
インフラ施設計(b+d)									
合計(a+b+c+d)									
【備考】									
※ 建築物:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。									
※ インフラ施設:道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。									
※ 維持管理・修繕:施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。									
※ 改修:公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。									
※ 更新等:老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。									

(出所：総務省「公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて」より抜粋)

4. 個別施設計画の策定体制に関する事項

(1) 公共施設マネジメント専門部署の設置について（意見）

基本方針は管財課内に平成 26 年 4 月 1 日に設置された資産経営推進班（班長以下班員 2 名）が中心となって策定された。策定後、資産経営推進班は解散しており、現在は財産管理活用班が「公有財産の管理及び活用の総括に関すること」、「市有施設の老朽化対策及び未利用地対策の推進に関すること」といった事務を担っている。

しかし、財産管理活用班にはこれらの他に 13 の事務があり、主務者、補助者ともに複数の事務を兼務している状況である。他課が所管している公共施設に関する既存計画の内容や新たな計画等の検討状況は十分に熟知しておらず、今後の公共施設の在り方検討を中心となって推進していく体制にないとのことである。そのため、公共施設の状況は、固定資産の異動報告等で事後的に把握しているのみといった状況である。

公共施設マネジメントは財政局の重点施策として位置付けられているが、現在の状況を踏まえると、個別施設計画策定の進捗を管理し、計画間の調整を行っていくには体制が不十分であるため、専任組織を設置することを検討されたい。また、先に述べたとおり、今後は公共施設マネジメントと財政運営は一体的に行い実効性を高めていくことが重要であるため、財政的な観点を持って取組を推進していくこと

が可能な組織体制とすることが望まれる。

(2) 公有財産利活用等検討委員会の役割について（意見）

公共施設等総合管理計画には全庁的な取組体制構築の方針を記載することとされている。これは、公共施設等が施設類型ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていない場合が多く、総合的かつ計画的に管理するためには全庁的な取組体制が必要なためである。

基本方針の具体的な取組4「公共施設マネジメントを実施する組織づくり」として、「施設の再編・再整備など全庁的な視点で判断ができるよう、新たに設置した『公有財産利活用等検討委員会』を活用し、関連する施設分類間の調整や、施設分類を超えた全体的な調整をおこないます」とあり、公有財産利活用等検討委員会が公共施設マネジメントの全庁的な検討の場になると位置付けられている。

ところが、現在、当委員会は主に普通財産の利活用の検討の場であり、公共施設マネジメントを主導していく役割は果たしていない。これは、市における個別施設計画の策定プロセスを前提とすれば、「関連する施設分類間の調整や、施設分類を超えた全体的な調整」はいったん施設管理担当課が個別施設計画を策定した後に行うことを想定しているためでもある。

全体的な調整を後回しにすることの弊害や、再配置方針等、全庁最適の観点から個別施設計画の策定がなされる素地を作っておくことの意義については先に述べたとおりである。したがって策定プロセスの見直しも検討し、当委員会が、個別施設計画の策定の拠り所となる方針の協議・決定の場となり、公共施設マネジメントを主導していく役割を果たしていくことが望ましい。

5. 施設規模適正化の数値目標に関する事項

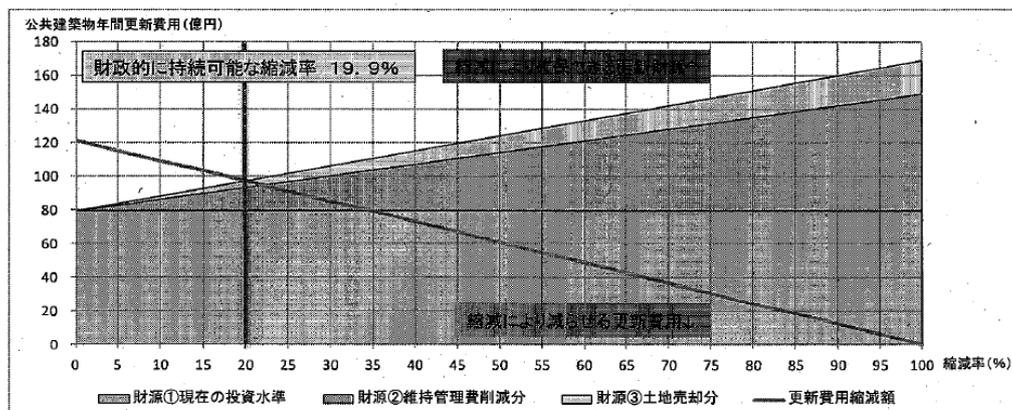
(1) 保有面積の縮減目標の明確化について（意見）

公共施設等総合管理計画の策定・改訂にあたっては、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めることとされている。定量的な目標は、計画期間内で定めた PDCA サイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCA サイクルの確立に必要なためである。

基本方針には、「本市は今後 30 年間で保有面積を 19.9%縮減すれば、財政的に持続可能であると推計されます」と記載されているが、この推計結果を「念頭に」公共施設マネジメントを進めていくとの曖昧な記載にとどまっており、縮減目標として明確に謳っているわけではない。なお、基本方針には、「持続可能な財政運営のための公共建築物保有面積の推計は、保有面積の縮減により減少する更新費用と確

保可能な更新財源の交点になります。」とあり、下記のとおり示されている。

図32 保有面積縮減率の推計（公共建築物）



縮減目標値の算定根拠

1. 将来更新費用の試算 121.2億円/年（今後30年間の総額3,636億円）

（前提条件） ・現在保有する公共建築物を全て保有し続けたとする。

・大規模改修を30年周期で実施し、建替え更新周期を65年周期と長寿命化を図る。

2. 確保可能な更新財源の試算

財源① 平成21年度～平成25年度の投資額、79億円/年

財源② 延床面積を縮減することにより、削減できる維持管理経費縮減率1%当たり7,000万円/年

財源③ 延床面積の縮減に伴い生じる跡地の売却益 縮減率1%当たり2,000万円/年（公共建築物が100%無くなると、その敷地面積も100%必要が無くなるという考えの基、延床面積1%縮減に対し、1%の跡地が生じると条件設定。単価は過去5年間の実績より作成）

（出所：基本方針23ページより抜粋）

もちろん、この推計は極めて簡易な方法により行われているため、その方法で算出した19.9%という数値が独り歩きすることも適切ではない。そのため、財政との整合性を持った目標として明確化することが望ましい。

（2）施設類型別の縮減目標の明確化について（意見）

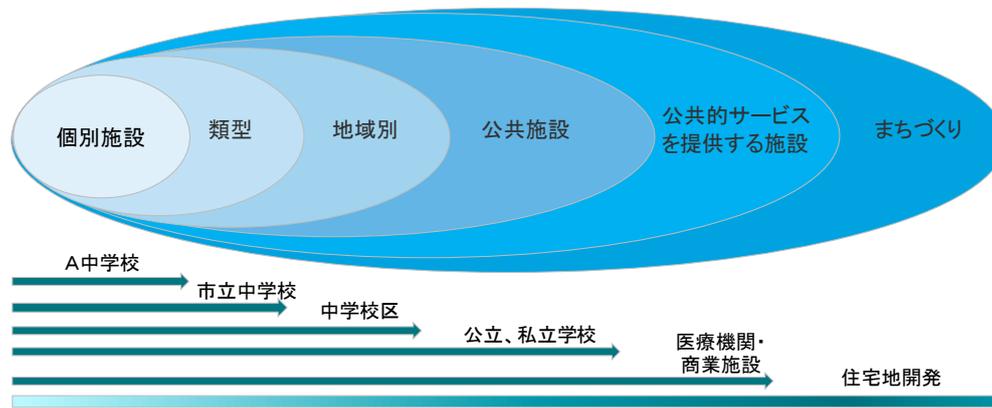
個別施設計画を策定するためには、施設類型別の縮減目標を明確化する必要がある。しかし個々の施設類型だけを見ては公共施設全体の縮減目標をどのように施設類型別に配分していけばよいのか検討することは難しいと言える。地域別やまちづくりといった広い視野を持たなければ、何をどれだけ縮減できる可能性があるのかが見えづらいためである。

複合化による縮減を例に取れば、これは地域別の視点で親和性のある施設同士の老朽化状況等を検討することによって初めて見出せる可能性があり、民間施設の活用による縮減を例に取れば、これは官民の枠を越えて検討することによって初めて現れる選択肢である。

施設類型別の縮減目標を明確化するにあたっては、全庁体制で検討を行うことが

必要となる。繰り返しになるが、現状の個別施設計画策定プロセスの見直しも検討し、個別施設計画の指針となる再配置方針等を策定し、その中で公共施設全体の縮減目標を施設類型別に配分していくのが望ましい。

個別施設計画における検討の範囲イメージ



(出所：監査人作成資料)

(3) 縮減目標のアップデートについて（意見）

基本方針策定後、小学校の統合・小中一貫校化、市民会館の建替え、公営住宅の廃止・建替えといった大きな動きがあり、施設保有量が変化している。

施設保有量の変化は取りも直さず将来更新費用の推計に影響を与える。縮減率 19.9%という数値はあくまで策定時のものであり、固定的なものではない。したがって、目標算出の前提が大きく変化した際には見直すべきである。見直しのタイミングとしては、平成 33 年度の基本方針の改訂時がひとつの目安となるが、改訂が個別施設計画をベースとすることを踏まえると、個別施設計画策定の前段階で、目標の妥当性を検討することが望ましい。

6. その他の事項

(1) 統一的な基準による地方公会計の整備の遅れについて（結果）

統一的な基準による財務書類等については、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成 27 年 1 月 23 日付け総務大臣通知総財務第 14 号）において、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成することとされている。

平成 30 年 3 月 31 日時点における地方公共団体（都道府県及び市区町村）における統一的な基準による財務書類の整備状況等は次のとおりである。一般会計等財務書類については全団体の 88.2%、固定資産台帳については全団体の 95.3%が整備済みと回答している。

統一的な基準による財務書類の整備状況等の概要

<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 一般会計等財務書類の整備<ul style="list-style-type: none">➢ 要請期間内（平成 30 年 3 月 31 日時点）：1,577 団体（全団体の 88.2%）○ 固定資産台帳の整備<ul style="list-style-type: none">➢ 要請期間内（平成 30 年 3 月 31 日時点）：1,704 団体（全団体の 95.3%）○ 各団体の作成状況等は別添 1 及び別添 2 のとおり。

（出所：総務省「統一的な基準による財務書類の整備状況等調査（平成 30 年 3 月 31 日時点）」より抜粋）

市については、固定資産台帳は整備済みであるが、一般会計等財務書類については平成 30 年 7 月以降に作成と回答している。和歌山県内の状況を見ると平成 30 年 6 月時点で市を除く全ての団体が作成済みであり、対応が最も遅れている状況である。

作成の進捗状況をヒアリングしたところ、平成 30 年度末に完成予定とのことであつた。対応が遅れている理由のひとつとして、総務省の調査において整備済みと回答している固定資産台帳に不整合等が生じており、平成 28 年度末時点の台帳数値が未だ確定していないことが挙げられた。

統一的な基準による財務書類の作成状況（抜粋）

都道府県	市区町村	統一的な基準による財務書類の作成状況		
		平成29年度 までに作成済み	平成30年 4月～6月に作成済み	平成30年 7月以降に作成
和歌山県	和歌山市			○
和歌山県	海南市	○		
和歌山県	橋本市	○		
和歌山県	有田市	○		
和歌山県	御坊市	○		
和歌山県	田辺市		○	
和歌山県	新宮市	○		
和歌山県	紀の川市	○		
和歌山県	岩出市	○		
和歌山県	紀美野町	○※		
和歌山県	かつらぎ町	○		
和歌山県	九度山町	○		
和歌山県	高野町	○		
和歌山県	湯浅町	○		
和歌山県	広川町	○		
和歌山県	有田川町	○		
和歌山県	美浜町	○		
和歌山県	日高町	○		
和歌山県	由良町	○		
和歌山県	印南町	○		
和歌山県	みなべ町	○		
和歌山県	日高川町	○		
和歌山県	白浜町	○		
和歌山県	上富田町	○		
和歌山県	すさみ町	○		
和歌山県	那智勝浦町	○		
和歌山県	太地町	○		
和歌山県	古座川町	○※		
和歌山県	北山村	○		
和歌山県	串本町	○		

（出所：総務省「統一的な基準による財務書類の整備状況等調査」より抜粋）

改訂指針においても、地方公会計（固定資産台帳）の活用について触れられており、毎年度適切に更新し、例えば点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けて一元化することにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことや、固定資産台帳及び財務書類から得られる情報を、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても積極的に活用することが推奨されている。

このように、固定資産台帳及び財務書類は公共施設マネジメントと密接に関連する情報であるため、他団体に後れをとっている状況も踏まえ、早急に整備を完了する必要がある。

（2）「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」の策定について（結果）

人口 20 万人以上の地方公共団体においては『「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」について（要請）」（平成 27 年 12 月 17 日 府政経シ第 886 号 総行地第 154 号）を踏まえ、平成 28 年度末までに、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針（以下、「優先的検討規程」という。）を策定すること

となっている。

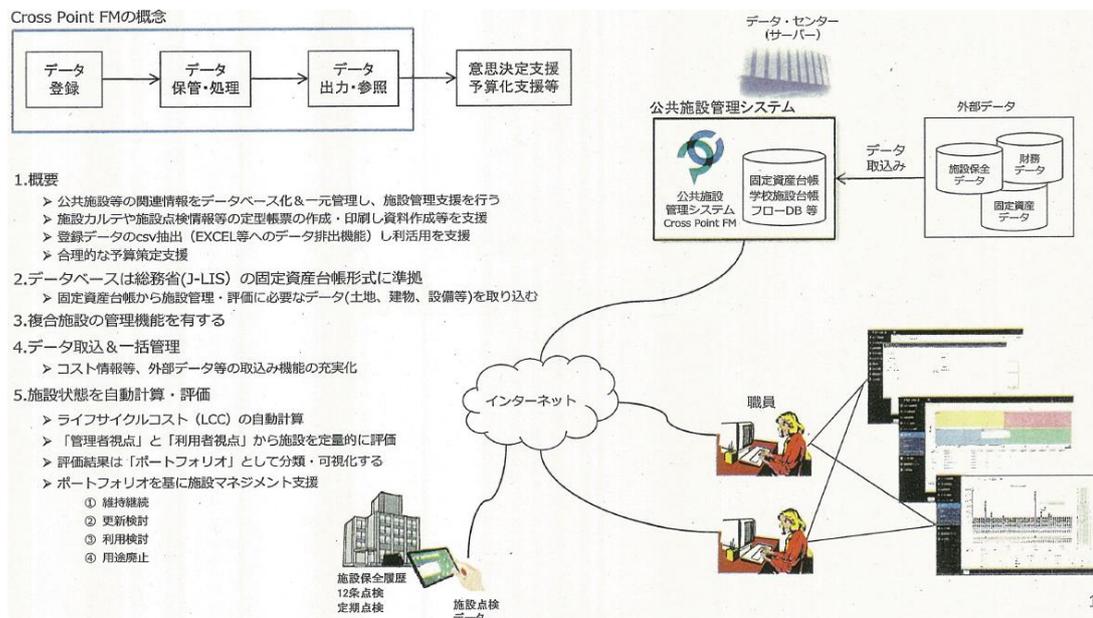
「PPP/PFI の実施状況等に関する調査について（依頼）（平成 28 年 10 月 5 日 府政経シ 851 号 総行地第 156 号）」の結果によれば、平成 28 年度中に優先的検討規程を策定する見込みの人口 20 万人以上の地方公共団体の割合は 86.2%となっている。

市については、平成 28 年度末時点で未策定と回答している。政策調整課へ現在の策定状況を確認したところ、平成 30 年度中の策定に向けて取組中とのことであった。

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法の検討機会を拡大することが必要と考えられる。その第一歩として、優先的検討規程を早急に策定する必要がある。

(3) 施設管理システムの活用について（意見）

市は平成 29 年度に「和歌山市施設管理システム」を業務委託により構築している。これは、市が保有する公共施設の建築年度・構造・耐震診断の有無のデータや光熱水費などのコスト情報を入力することで、施設の方向性を適切に見極めるための評価を行うことができるシステムとのことである。システム概要は下記の図のとおりである。



(出所：市より入手した資料)

しかし、システムへのデータ登録が行われていないため、現状では活用ができていない。導入時費用として 793,800 円、平成 30 年度以降は年間使用料 907,200 円

がかかり、運用開始が遅れるほどその期間に支出の効果が発現しないこととなるため、システム導入の効果が見込まれるのであれば、早期にデータ登録を行い、運用を開始することが望まれる。

また、データ登録作業は、各施設管理担当課から情報収集の上、管財課職員が手入力するとのことであるが、相当程度のボリュームの作業量と推察される。システム概要によれば、当該システムのデータベースは総務省（J-LIS）の固定資産台帳形式に準拠しており、固定資産台帳からデータを取込むことが可能であるため、固定資産台帳から取込み可能なデータについては、この機能を活用し、作業負担軽減を図ることも検討されたい。

（４）施設評価に用いる稼働率について（意見）

施設管理システムの登録データ項目には「施設利用・稼働状況」があるが、稼働率の算式は次のとおりとなっている。

$$\text{稼働率} = (1 \text{ 日あたり運営時間} \times \text{年間運営日数}) \div (24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日})$$

上記算式により求められる稼働率の意味合いは、「施設が１年間に何時間利用できる状態にあるか」であり、施設評価に際して本来必要な「施設がどの程度利用されているか」を示さない。

このため、施設評価にあたって施設利用度を考慮すべき施設については施設管理システムの稼働率を用いることは適切とはいえず、今後の施設管理に求められる意思決定に使用することが困難な指標であると考えられることから、各施設管理担当課において把握している稼働率データを用いるべきである。

（５）ネーミングライツの活用について（意見）

基本方針の具体的な取組５「自主財源の確保」として、市が所有する文化施設や道路などに企業名などを付けるネーミングライツ事業の実施が挙げられている。

平成 26 年 1 月につつじが丘テニスコートを対象に公募を行ったものの応募がなく、基本方針策定後は公募事例もない状況である。

市は平成 30 年 7 月に開催した公有財産利活用等検討委員会において、ネーミングライツ専門部会を設置することを決定した。当該専門部会は、管財課が事務局となり、市民会館を所管する文化振興課、体育館を所管するスポーツ振興課、歩道橋を所管する道路管理課、公園を所管する公園緑地課、コミュニティセンターを所管する生涯学習課、公用車を管理する総務課から構成されている。歩道橋及び連絡橋、（仮称）市民文化交流センターやつつじが丘テニスコート等について、本年度中にパートナー募集を行い来年度からの契約を目指している。

つつじが丘テニスコートの前回公募時に応募がなかったことの要因が公募自体の認知度にあったのか、又は事業者にとってのメリットが不足していたのか、要因を明らかにし、今後の公募に活かすことが求められる。また、指定管理者制度導入施設については募集要項においてネーミングライツに関する提案を求める等の工夫をすることも検討されたい。

(6) 未利用財産情報の管理について（意見）

「未利用財産（土地）調査集計」資料によれば、管財課が所管している普通財産土地 981 件、992,384.64 m²のうち、利活用の余地がないとして「その他」に区分された土地が件数ベースで 156 件、15.90%、面積ベースで 376,311.49 m²、37.92%ある。

「その他」に区分されている土地にはいわゆる「へた地」が多く含まれるが、「へた地」なのかそれ以外の理由なのかが「未利用財産（土地）調査集計」資料上、記載されていないため、担当者の異動や退職により、後任に引き継がれなくなってしまう可能性がある。その結果、現在は利活用の余地がなくとも、将来的に利活用できる可能性が生じた場合、その機会を逃してしまうことにもなりかねない。このため、現在利活用の余地がないと区分している理由を明確化しておくことが望まれる。

第5 学校教育系施設

【1】総論

1. 概要

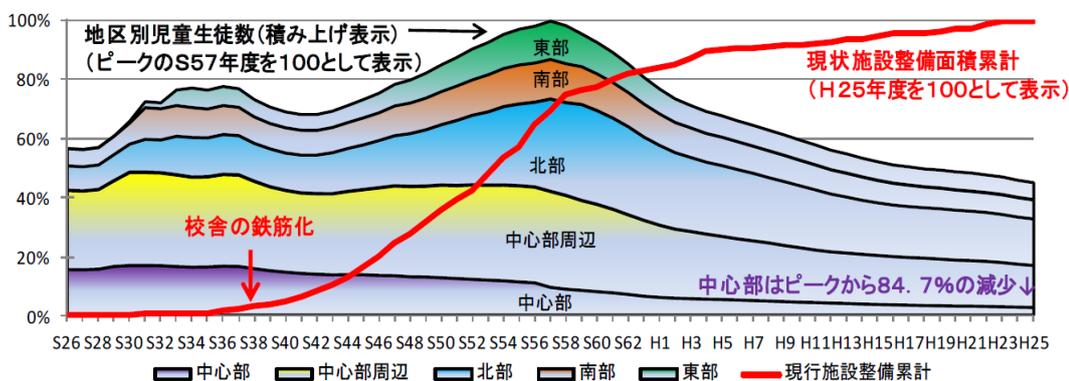
学校教育系施設の概要は下記のとおりである。

本市は、図9にあるように戦後のベビーブームによる校舎増築の流れが落ち着いた昭和37年頃から本格的に小中学校の鉄筋化を進めました。また、昭和40年以降は都市の発展により中心部以外の児童生徒数が増加したことから、学校を新設するとともに既存校の校舎増築を行ってきました。なお、平成に入ってから、北部地域の大規模住宅開発に対応して小学校を2校新設しています。

このように児童生徒数の増加と周辺地域への拡散に対応するため、施設整備を進めてきましたが、平成25年度末の児童生徒数は、ピークであった昭和57年度と比較して54.9%減少しており、特に中心部ではピークであった昭和30年度と比較して84.7%もの減少となっています。

(中略)

図9 地区別児童生徒数（積み上げ表示）と小中学校現状施設整備面積の推移



(出所：基本方針8ページより抜粋)

2. 学校教育系施設に関する公共施設マネジメント方針

上記1. のようなことから、現在、児童生徒数の減少により学級編成が困難であり、加えて施設の老朽化が進んでいる本町、雄湊、城北小学校を統合し、伏虎中学校と併せることで教育の質の向上を目指した小中一貫校の設置が進められている。

なお、76.3%が築30年以上であることから、今後、更新が必要な施設が徐々に増加すると見込まれるため、学校教育系施設については児童生徒数に応じた施設規模の適正化を図りながら、教育の質の向上を見据えた施設の在り方について検討を進めていく必要がある。

(出所：基本方針8ページより抜粋、一部監査人が加工)

3. 施設一覧

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
河北中学校	河北中学校	教育施設課	昭和 43 年	7,950.00
河西中学校	河西中学校	教育施設課	昭和 41 年	8,972.00
紀之川中学校	紀之川中学校	教育施設課	昭和 43 年	8,585.00
西脇中学校	西脇中学校	教育施設課	昭和 56 年	7,165.00
紀伊中学校	紀伊中学校	教育施設課	昭和 45 年	8,377.00
加太中学校	加太中学校	教育施設課	昭和 37 年	4,298.00
東中学校	東中学校	教育施設課	昭和 36 年	8,485.00
高積中学校	高積中学校	教育施設課	昭和 54 年	7,546.00
楠見中学校	楠見中学校	教育施設課	昭和 56 年	7,666.00
有功中学校	有功中学校	教育施設課	昭和 58 年	8,114.00
貴志中学校	貴志中学校	教育施設課	昭和 61 年	7,907.00
有功小学校	有功小学校	教育施設課	昭和 42 年	5,982.00
直川小学校	直川小学校	教育施設課	昭和 44 年	3,725.00
川永小学校	川永小学校	教育施設課	昭和 42 年	5,259.00
小倉小学校	小倉小学校	教育施設課	昭和 36 年	5,555.00
加太小学校	加太小学校	教育施設課	昭和 51 年	4,699.00
紀伊小学校	紀伊小学校	教育施設課	昭和 40 年	5,843.40
山口小学校	山口小学校	教育施設課	昭和 49 年	3,894.79
太田小学校	太田小学校	教育施設課	昭和 42 年	4,370.00
今福小学校	今福小学校	教育施設課	昭和 45 年	3,977.00
日進中学校	日進中学校	教育施設課	昭和 46 年	11,348.37
東和中中学校	東和中中学校	教育施設課	昭和 50 年	6,616.00
西和中中学校	西和中中学校	教育施設課	昭和 42 年	8,800.00
城東中学校	城東中学校	教育施設課	昭和 31 年	6,831.00
西浜中学校	西浜中学校	教育施設課	昭和 45 年	9,375.00
明和中中学校	明和中中学校	教育施設課	昭和 46 年	9,030.00
楠見小学校	楠見小学校	教育施設課	昭和 38 年	7,005.00
岡崎小学校	岡崎小学校	教育施設課	昭和 41 年	4,713.00
西和佐小学校	西和佐小学校	教育施設課	昭和 42 年	4,788.00
西脇小学校	西脇小学校	教育施設課	昭和 41 年	5,326.00
和佐小学校	和佐小学校	教育施設課	昭和 41 年	3,747.00
山東小学校	山東小学校	教育施設課	昭和 39 年	4,924.00

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
東山東小学校	東山東小学校	教育施設課	昭和 43 年	3,039.00
安原小学校	安原小学校	教育施設課	昭和 40 年	4,788.00
安原小学校吉原分校	安原小学校吉原分校	教育施設課	昭和 26 年	654.00
野崎西小学校	野崎西小学校	教育施設課	昭和 46 年	4,665.00
鳴滝小学校	鳴滝小学校	教育施設課	昭和 53 年	5,085.00
四箇郷北小学校	四箇郷北小学校	教育施設課	昭和 53 年	5,268.00
福島小学校	福島小学校	教育施設課	昭和 53 年	4,345.00
八幡台小学校	八幡台小学校	教育施設課	昭和 54 年	6,119.00
浜宮小学校	浜宮小学校	教育施設課	昭和 55 年	5,385.00
楠見西小学校	楠見西小学校	教育施設課	昭和 57 年	5,041.00
楠見東小学校	楠見東小学校	教育施設課	昭和 57 年	5,543.00
貴志南小学校	貴志南小学校	教育施設課	昭和 57 年	5,307.00
有功東小学校	有功東小学校	教育施設課	平成 4 年	6,048.00
大新小学校	大新小学校	教育施設課	昭和 44 年	4,726.00
広瀬小学校	広瀬小学校	教育施設課	昭和 40 年	4,754.00
吹上小学校	吹上小学校	教育施設課	昭和 41 年	5,459.00
砂山小学校	砂山小学校	教育施設課	昭和 38 年	4,788.00
高松小学校	高松小学校	教育施設課	昭和 41 年	6,345.00
宮北小学校	宮北小学校	教育施設課	昭和 37 年	4,595.00
新南小学校	新南小学校	教育施設課	昭和 37 年	4,540.70
雑賀崎小学校	雑賀崎小学校	教育施設課	昭和 44 年	3,427.00
雑賀小学校	雑賀小学校	教育施設課	昭和 30 年	7,668.00
宮小学校	宮小学校	教育施設課	昭和 56 年	7,033.00
四箇郷小学校	四箇郷小学校	教育施設課	昭和 28 年	5,679.00
芦原小学校	芦原小学校	教育施設課	昭和 50 年	5,900.72
中之島小学校	中之島小学校	教育施設課	昭和 37 年	5,583.00
和歌浦小学校	和歌浦小学校	教育施設課	昭和 45 年	5,521.00
宮前小学校	宮前小学校	教育施設課	昭和 47 年	8,244.00
湊小学校	湊小学校	教育施設課	昭和 43 年	4,368.00
野崎小学校	野崎小学校	教育施設課	昭和 31 年	4,735.96
三田小学校	三田小学校	教育施設課	昭和 47 年	5,812.18

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
名草小学校	名草小学校	教育施設課	昭和 39 年	6,788.00
松江小学校	松江小学校	教育施設課	昭和 38 年	6,237.00
木本小学校	木本小学校	教育施設課	昭和 39 年	6,824.00
貴志小学校	貴志小学校	教育施設課	昭和 50 年	6,103.74
藤戸台小学校	藤戸台小学校	教育施設課	平成 22 年	8,133.00
伏虎義務教育学校	伏虎義務教育学校	教育施設課	平成 28 年	15,265.29
市立和歌山高等学校	市立和歌山高等学校	教育施設課	昭和 44 年	13,156.00
和歌山市子ども支援センター	和歌山市子ども支援センター	子ども支援センター	昭和 49 年	533.00
和歌山市立学校給食第一共同調理場	和歌山市立学校給食第一共同調理場	保健給食管理課	平成 12 年	895.31
和歌山市立学校給食第二共同調理場	和歌山市立学校給食第二共同調理場	保健給食管理課	昭和 48 年	796.56

【2】実施手続

1. 市の学校教育系施設の担当課の担当者への質問、意見聴取及び書類の閲覧等によりその概要を把握した。
2. 関係する法令、規則、要綱、要領等を閲覧し、これらに準拠して職務が執行されているか確認した。
3. 入手資料等により分析を実施した。

【3】結果及び意見

1. 和歌山市立学校適正規模化の方針の策定について（意見）

和歌山市立学校適正規模化の方針の策定については、市においては、今後さらに児童・生徒数が減少していくことが予想され、市立小・中学校の適正規模や適正配置等に関連する事項を調査検討する必要があることから、平成 20 年 7 月「和歌山市立学校適正規模適正配置調査検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）が設置された。検討委員会は市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）から「和歌山市立小・中学校の適正規模・適正配置について」の諮問を受け、検討委員会での検

討結果について答申を取りまとめ、教育委員会に報告した。(出所：和歌山市立小・中学校の適正規模・適正配置について 和歌山市立学校適正規模適正配置調査委員会作成のものを監査人で加工)

教育委員会においては、当該答申を踏まえ、平成 23 年 2 月に和歌山市立小中学校適正規模化の方針を定めている。

しかしながら、市では当該方針に基づいて取組がなされているが、取組の成果や今後の方針について更新がなされていない。市の施設は主として税金を財源に運営されているものであるため、取組を行っているのであれば、その成果や状況を市民に対し公開すべきと考えられる。この点、適正規模化については、施設の老朽化に伴う長寿命化計画との調整もあるため、各地域の実情を考慮しながら進める必要がある。地域の特色は 5 年、10 年先の人口推移を踏まえて検討しているが、地域住民とのコミュニティの問題、マンション建設による人口推移の変化等、先が読めない要素が多く、今後の方針策定が進んでいないという背景がある。しかしながら、現時点では、「和歌山市人口ビジョン」(平成 27 年 10 月)で掲げた人口推移と比較して大きな変化がないこと、また今後少子化による児童数の減少を踏まえれば、大きく人口が増加することは想定されにくい。したがって、先が読めない要素が多いことが、今後の方針策定が進まないということにはならない。

以上のことから、検討委員会においては和歌山市立学校適正規模化の方針を踏まえた取組の成果や今後の方針を、市民に対して公開すべきである。

2. 余裕教室の有効活用について (意見)

「余裕教室とは、児童生徒数の減少により、今後 5 年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室のこと」と定義されている。

余裕教室の有効活用については、市では放課後児童健全育成事業(学童保育)により、若竹学級と称して市立小学校内の余裕教室やプレハブ施設にて事業を実施している。また、少人数学級や英語教育の場、地域交流室や特別支援学級などの利用を進めている。

しかし、他団体のように複合化の観点から余裕教室についての使用を前提としておらず、また目的外使用であるとのことから検討されていない。これは、市には公民館、コミュニティセンター等の公共施設が多数存在し、そこで交流を図ることができているという現状があるためである。なお、10 教室以上の余裕教室がある学校が、小学校 4 校、中学校 6 校となっている。

文部科学省では、全国の公立小中学校施設を対象に平成 29 年 5 月 1 日現在の余裕教室の活用状況が調査されている。本調査によると、余裕教室は、79,216 室(総数 80,414 室のうち 98.5%)が当該学校施設をはじめ、何らかの用途に活用されている。また、こうした余裕教室の各地の自治体における活用事例についても公開さ

れている。

このように、文部科学省において、余裕教室の有効活用が促進されており、一定の要件を満たせば、国庫納付を要さず、報告書の提出をもって手続が済む簡素な取り扱いにするなど、手続の弾力化・簡素化が図られている。また、現在様々な公共施設で行われている交流活動の場を余裕教室で行うことで、施設の複合化がより円滑に進むことも期待される。

以上のことから、市においても余裕教室の放課後児童クラブへの活用のように、より一層余裕教室を有効活用できるか否か検討すべきである。

3. 長寿命化計画の策定について（意見）

長寿命化計画の策定については、今後、更新が必要な施設が徐々に増加すると見込まれるため、学校教育系施設については児童生徒数に応じた施設規模の適正化を図りながら、教育の質の向上を見据えた施設の在り方について検討を進めていく必要がある。（出所：基本方針8ページより抜粋、一部監査人が加工）

1. より、施設規模の適正化を目的として複合化を進めるか、継続利用を前提として長寿命化をするかの判断にあたっては、個別の施設の概況を把握する必要があるが、地域住民とのコミュニティの問題や、人口推移の変化等の不確定要素により個別施設計画が進んでいない。この点、各施設の在り方を検討し、市としての方針を盛り込んだものが個別施設計画である。今後の施設マネジメントの観点から市民に対し、今後の施設の在り方を示すために個別施設計画は重要である。したがって、市は速やかに各施設の概況を把握し個別施設計画を策定すべきである。

第6 公営住宅

【1】総論

1. 概要

公営住宅の概要は下記のとおりである。

本市では、戦災やその後の風水害で多くの住宅が被害を受けたこと、高度成長期に人口が急激に増加したことなどから、住宅問題は市民の関心事でした。

このような背景から、本市は戦後復興計画により迅速に市営住宅の供給を始め、昭和 32 年以降、高度成長期の住宅難を緩和するため大規模住宅団地の建設を進めるなど、昭和 40 年までに 2,871 戸の市営住宅を供給しましたが、それでも市民の要望には追いつけず、入居応募者は 10 倍を超える状況でした。こういった状況に加え、核家族化などにより世帯数が増加傾向にあったため、平成に入ってから住宅建設を進めた結果、本市は平成 25 年度末で 6,570 戸の市営住宅を供給しています。

(出所：基本方針9ページより抜粋)

また、公営住宅が抱える問題点については、下記のように記載されている。

戦後 70 年が経過しつつある現在、市営住宅は 58.0%が築 30 年を超えており、老朽化の進行が課題となっています。(中略)入居者の高齢化やライフスタイルの変化に伴い、バリアフリー化が進んでいない、間取りが狭いなどといった居住性の問題も抱えています。

(出所：基本方針9ページより抜粋)

市では、建物の老朽化が進んでいることから公営住宅の統廃合を進める予定の公営住宅に関して、新規の入居を停止しており、また上記問題点もあり入居者が年々減少傾向にある。

上記のような概要や問題点は時間の経過により変化していくことから、総務省は、公共施設等総合管理計画の見直し・改定について下記のように記載している。

不断の見直しを実施し順次充実させていくこと。総合管理計画に定めた PDCA サイクルの期間ごとに、設置した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCA サイクルの確立に努めること。

(出所：総務省「公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて」

(平成 30 年 4 月 23 日)より抜粋)

また、個別施設計画の策定完了を平成 32 年度までに行うことと公共施設等の現況及び将来の見通しとして中長期的な維持管理・更新等の経費見込みについての記載を平成 33 年度までに記載することが求められている。(出所：総務省 公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて 平成 30 年 4 月 23 日より監査人が加工)

2. 公営住宅に関する公共施設マネジメント方針

本市では「平成 24 年 3 月に「和歌山市営住宅長寿命化計画」を策定し、対策を実施しています。

計画では単に全ての現状施設を順次、改修、更新するのではなく、老朽化した市営住宅については、今後を考える上での判断基準を設定することで、用途廃止すべきものは廃止し、高層化や移転により施設を集約することや、適切な改修を進めることで総更新費用を縮減、平準化するとともに、住民サービスの向上を目指すとしています。

なお、県及び民間でも住宅が供給されていることから、市営住宅については今後、住民サービスとしての役割を整理していくとともに、将来の人口構成、社会のニーズに対応した住宅を適正な規模で供給していくことが求められています。

(出所：基本方針 9 ページより抜粋)

これらを踏まえ、担当課においては、団地別・住棟別ライフサイクルコスト(LCC)とその縮減効果について算出されている。

これは、国土交通省が示す公営住宅等長寿命化計画策定指針において LCC とその縮減効果の算出が義務付けられているためである。

また、「和歌山市営住宅長寿命化計画」に係る費用の平準化の目標としては、団地の統廃合や、外壁・屋上改修等により耐火構造の団地の耐用年数を 50 年から 70 年に、簡易耐火構造の団地の耐用年数を 40 年から 45 年に引き伸ばし団地全体の長寿命化を図り、建替えや需要が少ない団地の用途廃止を含めて、5 年ごとに時代背景や環境の変化、入居率、経年劣化の状況等を見極めて計画が立てられている。

3. 和歌山市営住宅長寿命化計画の効果額の算定について

基本方針に記載されている「和歌山市営住宅長寿命化計画」の内容は、下記のとおりである。

「全ての現状施設を順次、改修、更新するのではなく、老朽化した市営住宅については、今後を考える上での判断基準を設定することで、用途廃止すべきものは廃止し、高層化や移転により施設を集約することや、適切な改修を進めることで総更新費用を縮減、平準化するとともに、住民サービスの向上を目指す」

(出所：基本方針 9 ページより抜粋)

担当課は、平成 23 年度に策定された「和歌山市営住宅長寿命化計画」の計画期間である平成 24 年度から平成 33 年度までの全 10 年間で、平成 23 年 4 月時点の管理戸数 6,642 戸を平成 33 年度末までに 6,190 戸に減らすという方針を掲げている。実際に平成 28 年 8 月 31 日時点の管理戸数が 6,416 戸となっていることから、管理戸数は削減目標の 50%に到達している。また、計画期間内に長寿命化型の事業、い

わゆる改善事業を行う団地を 684 戸計画し、計画の前半 5 年間で改善事業を行った団地数は 606 戸と計画の 88%の進捗状況である。

さらに、計画期間内に用途廃止とする団地についても同様に目標の 579 戸の内、計画の前半 5 年間で 319 戸を用途廃止とし、目標に対して 55%の廃止を決定しており、概ね計画どおりに進捗している。(なお、計画以外の数値については、住宅第 1 課、住宅第 2 課より提出資料を基に監査人が算出。)

このように計画に対する進捗は概ね順調に進んでおり、計画の効果の測定について、長寿命化型改善事業による LCC 縮減効果は 1 戸あたり約 77 千円/年の縮減額が算定されている。これは、国土交通省が示す公営住宅等長寿命化計画策定指針において LCC とその縮減効果について算出が義務付けられているため、担当課において算定されている。

4. 施設一覧

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積 (㎡)
鳴神団地	鳴神団地	住宅第 1 課	昭和 32 年	11,644.76
東布経丁団地	東布経丁団地	住宅第 1 課	昭和 25 年	34.71
大新団地	大新団地	住宅第 1 課	昭和 24 年	34.71
築港団地	築港団地	住宅第 1 課	昭和 23 年	92.22
今福団地	今福団地	住宅第 1 課	昭和 24 年	737.93
今福西団地	今福西団地	住宅第 1 課	昭和 30 年	581.25
松ヶ丘団地	松ヶ丘団地	住宅第 1 課	昭和 29 年	2,483.68
塩屋団地	塩屋団地	住宅第 1 課	昭和 28 年	2,231.04
関戸団地	関戸団地	住宅第 1 課	昭和 27 年	507.41
鶴立島団地	鶴立島団地	住宅第 1 課	昭和 26 年	746.13
和歌浦外浜団地	和歌浦外浜団地	住宅第 1 課	昭和 29 年	1,249.56
田尻団地	田尻団地	住宅第 1 課	昭和 36 年	1,103.71
坂田団地	坂田団地	住宅第 1 課	昭和 35 年	340.40
吉原団地	吉原団地	住宅第 1 課	昭和 30 年	277.68
松原団地	松原団地	住宅第 1 課	昭和 31 年	112.36
西山東団地	西山東団地	住宅第 1 課	昭和 25 年	24.79
本渡団地	本渡団地	住宅第 1 課	昭和 30 年	879.11
栗団地	栗団地	住宅第 1 課	昭和 32 年	451.23
狐島団地	狐島団地	住宅第 1 課	昭和 28 年	46.28

建物名	施設名	所管課	代表建築 年度	建物延床 面積 (㎡)
木ノ本団地	木ノ本団地	住宅第1課	昭和31年	416.52
西庄団地	西庄団地	住宅第1課	昭和31年	443.43
加太山田団地	加太山田団地	住宅第1課	昭和36年	2,353.52
府中団地	府中団地	住宅第1課	昭和37年	966.80
中筋日延団地	中筋日延団地	住宅第1課	昭和36年	178.50
上黒谷団地	上黒谷団地	住宅第1課	昭和36年	909.00
岡崎団地	岡崎団地	住宅第1課	昭和38年	19,660.71
菖蒲ヶ丘団地	菖蒲ヶ丘団地	住宅第1課	昭和43年	52,806.44
杭ノ瀬団地	杭ノ瀬団地	住宅第1課	昭和32年	859.34
向団地	向団地	住宅第1課	昭和52年	25,264.68
紀和駅団地	紀和駅団地	住宅第1課	昭和56年	14,714.87
塩屋第2団地	塩屋第2団地	住宅第1課	昭和58年	2,539.50
北島団地	北島団地	住宅第1課	昭和59年	6,690.20
広瀬団地	広瀬団地	住宅第1課	昭和60年	3,579.72
吹屋町団地	吹屋町団地	住宅第1課	昭和61年	2,615.11
東長町団地	東長町団地	住宅第1課	昭和62年	1,997.89
加太城ヶ崎団地	加太城ヶ崎団地	住宅第1課	昭和62年	3,183.04
薬種畑団地	薬種畑団地	住宅第1課	平成2年	4,058.75
中之島第2団地	中之島第2団地	住宅第1課	平成3年	2,137.20
湊御殿第2団地	湊御殿第2団地	住宅第1課	平成3年	4,053.93
ラプリー松江団地	ラプリー松江団地	住宅第1課	平成6年	14,951.68
ビューつつじが丘団地	ビューつつじが丘団地	住宅第1課	平成12年	6,074.24
宮前団地	宮前団地	住宅第1課	昭和43年	6,697.12
堀止団地	堀止団地	住宅第1課	昭和54年	4,348.04
東和団地	東和団地	住宅第2課	昭和47年	1,576.80
東和第2団地	東和第2団地	住宅第2課	昭和49年	2,749.56
平井団地	平井団地	住宅第2課	昭和49年	832.54
汐見団地	汐見団地	住宅第2課	昭和49年	5,324.63

建物名	施設名	所管課	代表建築 年度	建物延床 面積 (㎡)
ひまわり団地	ひまわり団地	住宅第2課	昭和52年	1,012.44
見橋第2団地	見橋第2団地	住宅第2課	昭和52年	789.32
島崎第3団地	島崎第3団地	住宅第2課	昭和52年	1,495.20
コスモス団地	コスモス団地	住宅第2課	昭和53年	777.52
共栄第2団地	共栄第2団地	住宅第2課	昭和53年	3,013.20
三沢第2団地	三沢第2団地	住宅第2課	昭和54年	7,799.20
平井第2団地	平井第2団地	住宅第2課	昭和54年	959.52
白樫団地	白樫団地	住宅第2課	昭和54年	1,955.80
善明寺第5団地	善明寺第5団地	住宅第2課	昭和57年	789.60
ひまわり第2団地	ひまわり第2団地	住宅第2課	昭和58年	1,057.92
三沢第3団地	三沢第3団地	住宅第2課	昭和59年	3,968.45
三沢第4団地	三沢第4団地	住宅第2課	昭和61年	6,083.23
汐見団地 2号棟	汐見団地 2号棟	住宅第2課	昭和62年	4,118.79
高千穂第3団地	高千穂第3団地	住宅第2課	昭和63年	3,837.79
高千穂団地	高千穂団地	住宅第2課	平成元年	3,484.66
島崎第4団地	島崎第4団地	住宅第2課	昭和63年	3,143.83
ひまわり第3団地	ひまわり第3団地	住宅第2課	平成4年	1,821.20
共栄第4団地	共栄第4団地	住宅第2課	平成4年	2,894.05
三沢第9団地	三沢第9団地	住宅第2課	平成5年	7,324.80
さつき団地	さつき団地	住宅第2課	平成8年	1,271.09
もみじ団地	もみじ団地	住宅第2課	平成8年	812.50
あさがお団地	あさがお団地	住宅第2課	平成9年	2,753.91
けやき団地	けやき団地	住宅第2課	平成10年	5,719.88
はまなす団地	はまなす団地	住宅第2課	平成10年	1,036.79
グレース雄松団地	グレース雄松団地	住宅第2課	平成14年	7,083.55
くすのき団地	くすのき団地	住宅第2課	平成17年	918.63
あけぼの団地	あけぼの団地	住宅第2課	平成28年	7,231.39

建物名	施設名	所管課	代表建築 年度	建物延床 面積 (㎡)
本渡団地	本渡団地	住宅第2課	昭和45年	944.10
栄谷団地	栄谷団地	住宅第2課	昭和49年	2,029.64
岩橋団地	岩橋団地	住宅第2課	昭和49年	1,585.50
すみれ団地	すみれ団地	住宅第2課	昭和49年	3,341.26
東和第3団地	東和第3団地	住宅第2課	昭和50年	1,070.72
たちばな団地	たちばな団地	住宅第2課	昭和50年	1,411.00
見橋団地	見橋団地	住宅第2課	昭和51年	1,739.88
さくら団地	さくら団地	住宅第2課	昭和50年	1,443.85
出水団地	出水団地	住宅第2課	昭和52年	551.96
善明寺団地	善明寺団地	住宅第2課	昭和52年	1,322.13
善明寺第2団地	善明寺第2団地	住宅第2課	昭和52年	225.48
口須佐団地	口須佐団地	住宅第2課	昭和52年	450.96
大垣内団地	大垣内団地	住宅第2課	昭和53年	714.36
東田中団地	東田中団地	住宅第2課	昭和53年	112.70
栄谷第2団地	栄谷第2団地	住宅第2課	昭和53年	2,190.96
東和第5団地	東和第5団地	住宅第2課	昭和52年	1,472.68
鳴神第3団地	鳴神第3団地	住宅第2課	昭和53年	2,043.96
弘西団地	弘西団地	住宅第2課	昭和53年	580.40
上野団地	上野団地	住宅第2課	昭和54年	580.40
東和第6団地	東和第6団地	住宅第2課	昭和54年	862.68
木ノ本第2団地	木ノ本第2団地	住宅第2課	昭和54年	634.80
出水第2団地	出水第2団地	住宅第2課	昭和55年	492.96
岩橋第2団地	岩橋第2団地	住宅第2課	昭和55年	1,073.34
栄谷第4団地	栄谷第4団地	住宅第2課	昭和55年	5,861.31
栄谷第3団地	栄谷第3団地	住宅第2課	昭和55年	646.80
善明寺第3団地	善明寺第3団地	住宅第2課	昭和56年	1,034.88
善明寺第4団地	善明寺第4団地	住宅第2課	昭和56年	388.08
口須佐第2団地	口須佐第2団地	住宅第2課	昭和57年	326.74

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積 (㎡)
山口西第2団地	山口西第2団地	住宅第2課	昭和57年	326.70
岩橋第3団地	岩橋第3団地	住宅第2課	昭和57年	663.30
共栄第3団地	共栄第3団地	住宅第2課	昭和57年	2,644.80
東和第7団地	東和第7団地	住宅第2課	昭和59年	1,236.06
東和第8団地	東和第8団地	住宅第2課	昭和60年	1,098.72
栄谷第5団地	栄谷第5団地	住宅第2課	昭和60年	408.06
善明寺第6団地	善明寺第6団地	住宅第2課	昭和61年	418.20
吐前団地	吐前団地	住宅第2課	昭和61年	418.20
高千穂第2団地	高千穂第2団地	住宅第2課	昭和62年	5,516.25
岩橋第4団地	岩橋第4団地	住宅第2課	昭和61年	1,881.90
東和第9団地	東和第9団地	住宅第2課	昭和61年	1,115.20
三沢第5団地	三沢第5団地	住宅第2課	昭和62年	2,577.10
平井第3団地	平井第3団地	住宅第2課	昭和63年	519.93
栄谷第6団地	栄谷第6団地	住宅第2課	昭和63年	824.89
平成団地	平成団地	住宅第2課	昭和63年	2,525.41
鷹匠町団地	鷹匠町団地	住宅第2課	平成元年	3,343.23
高千穂第4団地	高千穂第4団地	住宅第2課	平成元年	4,661.71
木ノ本第3団地	木ノ本第3団地	住宅第2課	平成元年	749.89
岩橋第5団地	岩橋第5団地	住宅第2課	平成元年	902.64
三沢第7団地	三沢第7団地	住宅第2課	平成3年	5,017.84
本渡第2団地	本渡第2団地	住宅第2課	平成3年	1,499.80
平井第4団地	平井第4団地	住宅第2課	平成3年	599.52
三沢第8団地	三沢第8団地	住宅第2課	平成4年	6,002.00
岩橋第6団地	岩橋第6団地	住宅第2課	平成5年	1,124.10
東和第10団地	東和第10団地	住宅第2課	平成5年	2,024.00
栄谷第7団地	栄谷第7団地	住宅第2課	平成6年	899.28
栄谷第8団地	栄谷第8団地	住宅第2課	平成6年	374.70
弘西第2団地	弘西第2団地	住宅第2課	平成7年	375.70

建物名	施設名	所管課	代表建築 年度	建物延床 面積 (㎡)
東和第 11 団地	東和第 11 団地	住宅第 2 課	平成 7 年	946. 14
三沢第 10 団地	三沢第 10 団地	住宅第 2 課	平成 10 年	1, 157. 43
居宅	市小路遺贈家 屋	管財課	平成 15 年	106. 39
太田出水住宅	太田出水住宅	管財課	平成 25 年	34. 70

【2】実施手続

1. 市の市営住宅の担当課の担当者への質問、意見聴取及び書類の閲覧等によりその概要を把握した。
2. 関係する法令、規則、要綱、要領等を閲覧し、これらに準拠して職務が執行されているか確認した。
3. 入手資料等により分析を実施した。

【3】結果及び意見

1. 和歌山市営住宅の更新・統廃合の効果額の算定について（意見）

【1】の「3. 和歌山市営住宅長寿命化計画の効果額の算定について」で記載されているとおり、長寿命化型改善事業による LCC 縮減効果については効果額が算定されている。

一方で、公営住宅を更新した場合と統廃合を行った場合に関する効果額の算定が行われていない状況である。

平成 33 年度に行うことが見込まれる公共施設マネジメント基本方針の改定においては、「更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化」及び「公共施設等の最適配置の実現」（出所：総務省資料 公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて より抜粋）という総合管理計画の策定の目的に照らして、維持管理・更新等に係る経費の見込みについて、記載することが求められているため、「耐用年数到来時に単純更新した場合」と「個別施設計画で定めた場合」との差額を長寿命化対策等の効果額として示す必要がある。

京都市では、公共建築物の更新に要する将来負担コストの予測を総務省が公表している「更新費用試算ソフト」を使用して試算しており、下記のような条件で試算されている。

＜総務省更新費用試算ソフトの試算条件＞

■ 試算の対象

本市の保有する全ての公共建築物のうち、一般会計において施設の更新が必要となる建築物を対象に試算している。なお、次のものを除いて試算した。

- ・ 既に用途廃止が予定されているなど、将来更新の見込みがないもの
- ・ 特別会計において運営されている施設（中央卸売市場，駐車場）
- ・ 学校跡地及び休止校

■ 試算の手法

- ・ 現在の公共建築物を、現在と同じ面積で更新すると仮定して推計。
- ・ 公共建築物の面積の数量データに更新単価を乗じることで、将来の更新費用を推計。
- ・ 更新単価は、これまでの全国的な工事实績等をもとに設定。
- ・ 更新期間は、3年間で実施。現時点で築後30年以上経過している施設については、今後20年間で均等に改修費用を割り当て。ただし、築後51年以上経過している施設については、大規模改修は行わずに、築後60年を経た年度に建替えを実施。

(注) 将来の更新費用の試算は、事業費ベースで算出しており、国庫補助金、市営住宅使用料、施設使用料収入、地方債等は、考慮していない。そのため、将来の更新の時点における一般財源ベースの財政負担とは、必ずしも一致しない。

また、本試算では、長寿命化に伴う更新単価の上昇は見込んでおらず、これまで行ってきた一般的な手法により、更新した場合の単価と同額で、更新費用を算出しており、事前調査・計画費用、データベースの作成費用等の経費についても、考慮していない。

(出所：京都府京都市「京都市公共施設マネジメント基本方針」24ページより
抜粋)

市においても上記、効果額の把握を見据えて長寿命化型改善事業以外に公営住宅の更新・統廃合を行った場合についてもその効果を把握しておくことが望まれる。

第7 行政系施設

【1】総論

1. 概要

行政系施設の主な施設である支所・連絡所の概要は下記のとおりである。

支所・連絡所は、事務連絡及び市民の苦情処理、自治会等の各種団体の活動援助、サービスセンターの証明書の取次業務、地区会館の管理に関することについての事務が行われているが、地域住民の地区会館の利用や災害時の一時避難場所としても使用されている。

2. 行政系施設に関する公共施設マネジメント方針

行政系施設の基本方針は下記のとおりである。

高度成長期の多様化する社会や市民の要望に対応するため、市は行政機構を拡大するとともに、職員を増員してきた。これに伴い現在の本庁舎を昭和48年(1973年)から建設し、昭和51年(1976年)からサービスを提供している。

また、市制施行以来、合併により市域を拡大してきたため、行政サービスを円滑に行う目的で旧町村区域を和歌山市の区域として支所・連絡所を配置している。これらは合併前の旧役場を支所とし、一部の職員を残して業務を続けた経緯もあり、各区域に1か所ずつ設置され、行政関連の事務に加え、小規模単位では運営困難な市民活動を支える目的で地区公民館、地区会館を併設し、地域活動を支えている。

(中略) 支所・連絡所においては昭和60年(1985年)から電算化などを進めることにより、サービス提供の場所や範囲を広げてきた。また、平成22年(2010年)からはコミュニティセンターを併設したサービスセンター7か所に、これまで支所・連絡所で行ってきた業務を集約することに加え、業務範囲を広げることで行政サービス機能の充実を図っている。さらに、JR和歌山駅への「わかちか証明センター」設置や大規模商業施設への証明書自動交付機設置など、人の往来がある拠点で行政サービスを実施することにより利便性の向上に努めている。

このように時代とともに支所・連絡所の役割は変化しており、今後もマイナンバー制度の導入などによりサービスの提供方法が変わっていくことが予想されるため、その在り方について、検討を進めていく必要がある。また、本庁舎は築39年、支所・連絡所の平均築年数は約34年といずれも老朽化が進んでいることが課題となっている。

なお、同分類の施設、消防署については市民生活の安心・安全を守る施設であるため順次更新を実施しており、また、ごみ収集施設は民間委託を進めることにより3か所中、1か所を削減している。

(出所：基本方針10 ページより抜粋、一部監査人が加工)

3. 施設一覧

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
本庁舎	本庁舎	管財課	昭和 51 年	33,072.00
北駐車場	北駐車場	管財課	平成 4 年	981.00
本庁舎分館	本庁舎分館	管財課	昭和 44 年	660.00
東庁舎	東庁舎	管財課	平成 13 年	6,616.00
新南連絡所	新南連絡所	自治振興課	昭和 50 年	282.47
吹上連絡所	吹上連絡所	自治振興課	昭和 55 年	204.37
砂山連絡所	砂山連絡所	自治振興課	昭和 52 年	204.37
今福連絡所	今福連絡所	自治振興課	昭和 52 年	204.37
高松連絡所	高松連絡所	自治振興課	昭和 48 年	248.22
宮連絡所	宮連絡所	自治振興課	昭和 54 年	205.29
宮北連絡所	宮北連絡所	自治振興課	昭和 60 年	218.20
四箇郷連絡所	四箇郷連絡所	自治振興課	昭和 52 年	204.26
湊連絡所	湊連絡所	自治振興課	昭和 52 年	203.40
三田連絡所	三田連絡所	自治振興課	昭和 52 年	204.37
松江連絡所	松江連絡所	自治振興課	昭和 51 年	204.37
木本連絡所	木本連絡所	自治振興課	昭和 51 年	589.37
貴志連絡所	貴志連絡所	自治振興課	昭和 51 年	204.37
楠見連絡所	楠見連絡所	自治振興課	昭和 53 年	204.37
西和佐支所	西和佐支所	自治振興課	昭和 50 年	204.37
岡崎支所	岡崎支所	自治振興課	昭和 52 年	204.37
西脇支所	西脇支所	自治振興課	昭和 51 年	243.25
和佐支所	和佐支所	自治振興課	昭和 52 年	204.37
安原支所	安原支所	自治振興課	昭和 52 年	204.37
西山東支所	西山東支所	自治振興課	昭和 52 年	204.37
東山東支所	東山東支所	自治振興課	昭和 48 年	243.00
有功支所	有功支所	自治振興課	昭和 50 年	328.78
直川支所	直川支所	自治振興課	昭和 52 年	204.37
川永支所	川永支所	自治振興課	昭和 52 年	204.37
小倉支所	小倉支所	自治振興課	昭和 50 年	204.37
加太支所	加太支所	自治振興課	昭和 51 年	204.37

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
山口支所	山口支所	自治振興課	昭和 52 年	204.37
紀伊支所	紀伊支所	自治振興課	昭和 53 年	204.37
名草支所	名草支所	自治振興課	昭和 52 年	205.29
加太支所大川分館	加太支所大川分館	自治振興課	昭和 52 年	70.08
本町連絡所	本町連絡所	自治振興課	昭和 55 年	204.37
城北連絡所	城北連絡所	自治振興課	昭和 58 年	204.64
広瀬連絡所	広瀬連絡所	自治振興課	昭和 53 年	205.05
雄湊連絡所	雄湊連絡所	自治振興課	昭和 52 年	204.37
大新連絡所	大新連絡所	自治振興課	昭和 54 年	206.05
中之島連絡所	中之島連絡所	自治振興課	昭和 56 年	181.81
宮前連絡所	宮前連絡所	自治振興課	昭和 52 年	204.37
雑賀支所	雑賀支所	自治振興課	昭和 52 年	204.37
雑賀崎支所	雑賀崎支所	自治振興課	昭和 55 年	175.82
和歌浦支所	和歌浦支所	自治振興課	昭和 54 年	206.28
田野支所	田野支所	自治振興課	昭和 54 年	145.09
野崎連絡所	野崎連絡所	自治振興課	平成 17 年	651.09
芦原連絡所	芦原連絡所	自治振興課	平成 22 年	200.00
和歌山市東部サービスセンター	和歌山市東部サービスセンター	自治振興課	平成 26 年	154.44
寄合町分室(市庁舎分室及び会館)	寄合町分室(市庁舎分室及び会館)	道路政策課	平成 17 年	888.00
南別館(事務所)	南別館(事務所)	和歌山城整備企画課	昭和 33 年	2,274.05
和歌山市東消防署	和歌山市東消防署	消防総務課	昭和 49 年	954.11
和歌山市東消防署四箇郷出張所	和歌山市東消防署四箇郷出張所	消防総務課	昭和 61 年	213.76

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
和歌山市東消防署岡崎出張所	和歌山市東消防署岡崎出張所	消防総務課	昭和 54 年	208.49
和歌山市東消防署河南出張所	和歌山市東消防署河南出張所	消防総務課	昭和 59 年	258.74
和歌山市北消防署鳴滝出張所	和歌山市北消防署鳴滝出張所	消防総務課	昭和 56 年	268.33
和歌山市消防団木本分団器具庫	和歌山市消防団木本分団器具庫	消防総務課	平成 3 年	65.80
和歌山市消防団楠見分団器具庫(善明寺)	和歌山市消防団楠見分団器具庫(善明寺)	消防総務課	昭和 53 年	25.00
和歌山市消防団楠見分団器具庫(平井)	和歌山市消防団楠見分団器具庫(平井)	消防総務課	昭和 51 年	38.68
和歌山市消防団大新分団器具庫	和歌山市消防団大新分団器具庫	消防総務課	昭和 54 年	16.50
和歌山市消防団小倉分団器具庫	和歌山市消防団小倉分団器具庫	消防総務課	昭和 52 年	23.30
和歌山市消防団芦原分団器具庫(汐見町)	和歌山市消防団芦原分団器具庫(汐見町)	消防総務課	昭和 50 年	38.33
和歌山市消防団芦原分団器具庫(三沢町)	和歌山市消防団芦原分団器具庫(三沢町)	消防総務課	昭和 54 年	22.59
和歌山市消防団紀伊分団器具庫(上野)	和歌山市消防団紀伊分団器具庫(上野)	消防総務課	昭和 53 年	23.30

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
和歌山市消防団西和佐分団器具庫	和歌山市消防団西和佐分団器具庫	消防総務課	昭和 53 年	25.00
和歌山市消防団宮分団器具庫	和歌山市消防団宮分団器具庫	消防総務課	昭和 58 年	22.58
和歌山市消防団西山東分団器具庫	和歌山市消防団西山東分団器具庫	消防総務課	昭和 57 年	22.58
和歌浦水防倉庫	和歌浦水防倉庫	消防総務課	昭和 56 年	21.00
宮前水防倉庫	宮前水防倉庫	消防総務課	昭和 53 年	32.07
小倉水防倉庫	小倉水防倉庫	消防総務課	昭和 54 年	24.52
千旦水防倉庫	千旦水防倉庫	消防総務課	昭和 54 年	33.32
川永水防倉庫	川永水防倉庫	消防総務課	平成 4 年	25.50
岡崎水防倉庫	岡崎水防倉庫	消防総務課	昭和 32 年	33.05
紀伊水防倉庫	紀伊水防倉庫	消防総務課	昭和 59 年	46.18
河西水防倉庫	河西水防倉庫	消防総務課	昭和 56 年	33.32
楠見水防倉庫	楠見水防倉庫	消防総務課	昭和 60 年	17.83
出島水防倉庫	出島水防倉庫	消防総務課	昭和 57 年	33.32
直川水防倉庫	直川水防倉庫	消防総務課	昭和 64 年	32.39
河北水防倉庫	河北水防倉庫	消防総務課	昭和 55 年	24.52
有功水防倉庫	有功水防倉庫	消防総務課	昭和 58 年	33.32
消防局防災資器材倉庫	消防局防災資器材倉庫	消防総務課	平成 2 年	120.50
和歌山市消防庁舎(和歌山市消防局・中消防署)	和歌山市消防庁舎(和歌山市消防局・中消防署)	消防総務課	平成 16 年	7,260.57
和歌山市消防団宮北分団器具庫	和歌山市消防団宮北分団器具庫	消防総務課	平成元年	42.00

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
中之島消防ポンプ車格納庫	中之島消防ポンプ車格納庫	消防総務課	昭和 22 年	21.85
和歌山市消防団西和佐分団 5 班器具庫	和歌山市消防団西和佐分団 5 班器具庫	消防総務課	平成 23 年	14.58
和歌山市消防団四箇郷分団 南班器具庫	和歌山市消防団四箇郷分団 南班器具庫	消防総務課	平成 25 年	11.85
和歌山市北消防署加太出張所	和歌山市北消防署加太出張所	消防総務課	昭和 43 年	216.25
和歌山市中消防署宮前出張所	和歌山市中消防署宮前出張所	消防総務課	昭和 53 年	354.27
和歌山市中消防署南分署	和歌山市中消防署南分署	消防総務課	昭和 50 年	433.01
和歌山市北消防署紀伊分署	和歌山市北消防署紀伊分署	消防総務課	昭和 48 年	738.88
和歌山市北消防署	和歌山市北消防署	消防総務課	平成 25 年	1,738.57
和歌山市消防団広瀬分団器具庫	和歌山市消防団広瀬分団器具庫	消防総務課	平成 26 年	35.21
和歌山市消防団三田分団器具庫	和歌山市消防団三田分団器具庫	消防総務課	平成 27 年	22.22
和歌山市消防団宮前分団(消防分団消防車庫)	和歌山市消防団宮前分団(消防分団消防車庫)	消防総務課	平成 28 年	36.14
和歌山市中消防署南分署	和歌山市中消防署南分署	消防総務課	平成 29 年	707.16

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
和歌山市消防団貴志分団(消防分団消防車庫)	和歌山市消防団貴志分団(消防分団消防車庫)	消防総務課	平成 29 年	36.14
和歌山市消防団楠見分団消防詰所	和歌山市消防団楠見分団消防詰所	消防総務課	平成 29 年	60.72
和歌山市備蓄倉庫	和歌山市備蓄倉庫	総合防災課	平成 9 年	164.00
和歌山市第二備蓄倉庫	和歌山市第二備蓄倉庫	総合防災課	平成 14 年	118.00
和歌山市第三備蓄倉庫	和歌山市第三備蓄倉庫	総合防災課	昭和 52 年	205.00
北事務所	北事務所	収集センター北事務所	平成 25 年	2,193.50
本渡塵芥集積場	本渡塵芥集積場	収集センター北事務所	平成 25 年	40.97
西事務所	西事務所	収集センター西事務所	昭和 55 年	1,164.00
八番丁館	八番丁館	高齢者・地域福祉課	昭和 45 年	1,417.62

【2】実施手続

1. 市の行政系施設の各担当課の担当者への質問、意見聴取及び書類の閲覧等によりその概要を把握した。
2. 関係する法令、規則、要綱、要領等を閲覧し、これらに準拠して職務が執行されているか確認した。
3. 入手資料等により分析を実施した。

【3】結果及び意見

1. 支所・連絡所のコミュニティセンターへの集約化について（意見）
支所・連絡所は市内 42 か所に設置されているが、コミュニティセンターをブロックごとに 10 か所設置することが予定されている。このうち 7 か所については、既に設置済みであり、残り 3 か所については、今後設置が予定されている。

市は各地区の支所・連絡所機能をコミュニティセンターに集約することについて地区におけるコミュニティ及び防災の施設が少なくなることで、各地区により密着した行政サービスを行うことが難しくなるため、慎重に検討する必要があるとのことである。

一方、現在の市の財政状況及び少子高齢化の流れを踏まえれば、現状の42か所ある支所・連絡所を維持することによるランニングコストが市の財政を圧迫する恐れがある。

以上のことから、既に稼働中の7か所のコミュニティセンターについては、隣接する支所・連絡所の老朽化の状況を考慮し、同センターへの支所・連絡所の機能集約化を検討することが望まれる。

また、今後設置予定の3か所のコミュニティセンターについては、同一地区内に設置されている支所・連絡所の機能を同センターへの集約化を検討することが望まれる。

なお、将来的に設置される3か所も想定して、今後平成32年度までに策定予定の個別施設計画において市の施設縮減目標の達成、及び統廃合によるコスト削減効果といった財政面での効果について試算することも有効である。

第8 市民文化系施設

【1】総論

1. 概要

主な市民文化系施設の概要は下記のとおりである。

(1) 和歌山市加太総合交流センター

昭和 63 年に関西国際空港整備事業の一環で、地域住民相互の交流とコミュニティ活動の場として建設された施設である。関西国際空港整備事業の一環で建設された施設であることから、当初から交通政策課が建物を所管しているが、日常の管理業務については、平成 29 年度から自治振興課に移管している。

(2) 加太地区会館深山会館

平成元年に関西国際空港整備事業の一環で、地区住民の福祉の向上を図るために建設された施設である。日常の管理業務については、当初から自治振興課が所管している。

(3) コミュニティセンター

市民の生涯学習及び地域活動の振興を図るため、コミュニティセンター(以下「センター」という。)が設置されている。

市を 10 ブロックに分け、各ブロックにセンターを設置するという構想(第 5 次和歌山市長期総合計画におけるコミュニティセンター 10 館構想)があり、既に東部、河南、河西、河北、中央、北、南の 7 館は開館されている。今後、残りの 3 か所についても計画とおり設置予定であるが、具体的な計画は未定である。

(4) 集会所

公共施設建設事業に際して、地元住民の要望に応じて市が建設した施設である。地域住民相互の交流とコミュニティ活動の場として使用されていることから、自治振興課で管理が行われている。

(5) 和歌山市民会館

昭和 54 年、和歌山市七番丁(現在の市役所用地)にあった市民会館を、市制施行 90 周年事業の一つとして現在の場所に建設したもので、開館から 39 年が経過している。大・小・市民の 3 つのホールが別棟になっており、それぞれに目的、重点のおかれた特色をもっている。音楽会、演劇、公演などに利用されている。

2. 上記(1)～(5)の市民文化系施設に関する公共施設マネジメント方針は次のとおりである。

(1) 個別施設計画については、現時点で策定されておらず、今後、平成 32 年度までの策定に向けて検討中である。

(2) 個別施設計画については、現時点で策定されておらず、今後、平成 32 年度ま

での策定に向けて検討中である。

(3) 個別施設計画の策定には至っていない。

(4) 個別施設計画については、現時点で策定されておらず、今後平成 32 年までの策定に向けて検討中である。なお、現在のところ統廃合は検討されていない。

(5) 市では、老朽化が進行する市民会館の機能を集約し、市民の芸術文化活動を発信する場・にぎわいの文化交流拠点として、新市民会館の整備が進められている。市民会館（仮称）市民文化交流センター基本設計概要書によれば、平成 33 年に開館予定である。

なお、現在の市民会館は、昭和 54 年に、現在の場所に建設したもので、開館から 39 年が経過している。老朽化が進行しているとともに、昭和 56 年の建築基準法改正以前に建設された施設であることから、大規模地震に対する耐震性に課題を有しており、市民が安全かつ快適に利用できる施設として整備することが急務となっていた。

こうしたことから、「市民会館基本構想」は、現状の分析や市民の意見把握を行い、市民会館の基本コンセプトとそれを実現するための必要機能などについてまとめたものとして策定された。

そして、基本構想時のアンケートやワークショップを踏まえて、基本計画案作成段階でワークショップを開催し、市民、利用者、団体等多世代の意見によりニーズを抽出し、様々なニーズに対して、専門家の立場で検討し計画に反映された。また、基本設計が作成され、その概要書が市ホームページに掲載された。

3. 施設一覧

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
和歌山市加太総合交流センター	和歌山市加太総合交流センター	交通政策課	昭和 63 年	412.89
加太地区会館 深山会館	加太地区会館 深山会館	交通政策課	平成元年	113.05
南出島地区集会所	南出島地区集会所	保険総務課	昭和 60 年	149.00
新中島地区集会所	新中島地区集会所	保険総務課	昭和 60 年	97.00
北出島有家西集会所	北出島有家西集会所	保険総務課	昭和 60 年	191.00

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
有家地区集会所	有家地区集会所	保険総務課	昭和 62 年	155.00
有本地区集会所	有本地区集会所	河川港湾課	平成 6 年	112.00
紀三井寺北集会所(旭橋集会所)	紀三井寺北集会所(旭橋集会所)	下水道施設課	平成 5 年	92.97
三葛地区集会所	三葛地区集会所	終末処理場管理課 (中央終末処理場)	昭和 56 年	231.60
宮北地区集会所	宮北地区集会所	道路管理課	平成 13 年	69.00
和歌山市東部コミュニティセンター	和歌山市東部コミュニティセンター	生涯学習課	平成 3 年	1,678.00
和歌山市河南コミュニティセンター	和歌山市河南コミュニティセンター	生涯学習課	平成 7 年	1,775.12
和歌山市河西コミュニティセンター	和歌山市河西コミュニティセンター	生涯学習課	平成 12 年	2,654.77
和歌山市河北コミュニティセンター	和歌山市河北コミュニティセンター	生涯学習課	平成 13 年	2,313.20
和歌山市中央コミュニティセンター	和歌山市中央コミュニティセンター	生涯学習課	平成 14 年	2,303.36
さんさんセンター紀の川	和歌山市北コミュニティセンター	生涯学習課	平成 23 年	2,357.01
和歌山市南コミュニティセンター	和歌山市南コミュニティセンター	生涯学習課	昭和 58 年 (コミュニティセンター)	3,817.05

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
			開館は平成30年5月)	
鳴神会館	鳴神会館	生涯学習課	昭和40年	134.00
本渡会館	本渡会館	生涯学習課	昭和41年	136.00
岩橋会館	岩橋会館	生涯学習課	昭和41年	136.00
大垣内会館	大垣内会館	生涯学習課	昭和43年	132.00
弘西会館	弘西会館	生涯学習課	昭和43年	119.00
東田中会館	東田中会館	生涯学習課	昭和45年	119.00
栄谷会館	栄谷会館	生涯学習課	平成5年	256.00
口須佐会館	口須佐会館	生涯学習課	昭和47年	113.00
上野会館	上野会館	生涯学習課	昭和49年	134.00
宇田会館	宇田会館	生涯学習課	昭和50年	116.00
出水会館	出水会館	生涯学習課	平成3年	223.00
山口会館	山口会館	生涯学習課	昭和60年	218.00
市小路会館	市小路会館	生涯学習課	平成15年	158.00
和歌山市あいあいセンター	和歌山市男女共生推進センター	男女共生推進課	平成9年	1,209.86
和歌山市民会館(市民会館)	和歌山市民会館(市民会館)	文化振興課	昭和53年	18,599.00
和歌山市民会館(図書館地下駐車場)	和歌山市民会館(図書館地下駐車場)	文化振興課	昭和53年	1,574.00
和歌山市民会館(博物館地下駐車場)	和歌山市民会館(博物館地下駐車場)	文化振興課	昭和58年	1,781.00
西庄文化財収蔵庫	西庄文化財収蔵庫	文化振興課	平成3年	315.00
岡山時鐘堂	岡山時鐘堂	文化振興課	昭和57年	51.00
和歌山市立和歌の浦アート・キューブ	和歌山市立和歌の浦アート・キューブ	文化振興課	平成14年	1,529.00

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
湊御殿(奥御殿)	湊御殿(奥御殿)	文化振興課	平成 11 年	173.00
弘西文化財収蔵庫	弘西文化財収蔵庫	文化振興課	平成 13 年	307.00
弘西文化財収蔵庫	弘西文化財収蔵庫	文化振興課	平成 13 年	9.00
熊野古道沿い観光トイレ(観光客用トイレ)	熊野古道沿い観光トイレ(観光客用トイレ)	文化振興課	平成 24 年	10.00
西山東文化財収蔵庫	西山東文化財収蔵庫	文化振興課	昭和 48 年	454.00

【2】実施手続

1. 市の市民文化系施設の各担当課の担当者への質問、意見聴取及び書類の閲覧等によりその概要を把握した。
2. 関係する法令、規則、要綱、要領等を閲覧し、これらに準拠して職務が執行されているか確認した。
3. 入手資料等により分析を実施した。

【3】結果及び意見

1. 施設の老朽化に伴う建替え時の複合化について（意見）

市内には市民会館、福祉交流館、児童館など、条例に規定された設置目的が異なる施設が近隣に存在するエリアが複数存在する。さらに支所・連絡所は、市内に 42 か所存在するが、地域住民の利用、災害時の一時避難場所として運用しているため、現在複合化は予定されていない。

この点、設置目的の異なる施設が近隣に存在することや、支所・連絡所を維持することは施設の維持、修繕費用により市の財政を圧迫する恐れがあり、公共施設マネジメントの観点からは、望ましくない状況であると考えられる。

したがって、支所・連絡所及び、隣接する設置目的が異なる施設については、老朽化に伴う建替えのタイミングで、それぞれの設置目的に合致する機能、例えば、集会スペースや避難所といった機能は残しつつ、複合化及び集約が可能か否か検討することが望まれる。

また、支所・連絡所を複合化し、災害等が発生した場合には一部だけオープンできるようにする、又は、地域の支所・連絡所のある場所にコミュニティセンターが

建設されるのであるならば、同一エリアに存在する支所・連絡所の機能を集約していくことも検討することが望まれる。

2. 施設の所管と管理運営の不整合について（意見）

和歌山市南出島地区集会所、和歌山市北出島・有家西集会所、和歌山市新中島地区集会所及び和歌山市有家地区集会所の各集会所施設の所管と管理運営については、平成 22 年度の定期監査による指摘から 8 年が経過しているにも関わらず、建設された経緯と今後の建替えを含めた老朽化対策を考慮し、建設した保険総務課と、管理している自治振興課との間で現在も解消に至っていない。

現在、上記施設は、自治振興課所管の和歌山市地区会館条例（昭和 48 年条例第 24 号）に既に登載されている施設であり、地区住民の福祉の向上を図るための公の施設である。集会所は地区住民の自治振興に寄与するための施設であり、現在、自治振興課が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項から第 11 項に規定する「指定管理者」を地元自治会に対し導入しており、事実上の運営・管理は全て自治振興課で事務手続きが実施されている。

同様の施設は保険総務課の所管するものを含め合計 9 施設存在しており、それぞれの建設された経緯と、地区住民が建設する本来の集会所施設の在り方を踏まえ、今後課題となる施設の老朽化に伴う大規模修繕や、建替え費用の負担について、和歌山市事務分掌条例（昭和 51 年条例第 1 号）及び和歌山市行政組織規則（平 15 年規則第 13 号）といった各規程との整合性を図りつつ早急に市としての方向性を決定し、現在の所管と管理運営の状況の不整合について解消することが望まれる。

第9 社会教育系施設

【1】総論

1. 概要

社会教育系施設の概要は下記のとおりである。

(1) 和歌山市民図書館

和歌山市民図書館は、昭和 56 年 7 月 28 日に開館され、子どもからお年寄りまで、幅広い利用者の様々なニーズに応えるため、図書や各種資料の整備・充実に努めている。

(2) 和歌山市立博物館

和歌山市立博物館は、天正 13 年（1585 年）に和歌山城が築城され、城下町和歌山が拓かれてから、ちょうど 400 年目にあたる昭和 60 年 11 月に開館された。

郷土和歌山の歴史・文化遺産に関する市民の理解と認識を深め、教育・文化の発展に寄与することを目的とした歴史系博物館である。常設展示は、「資料が語る和歌山の歴史」をテーマに、この地を中心とした歴史と文化を正しく理解し、その継承と発展に資する学習の場として構成されている。また、特別展示室では、年次計画に基づいて特別展・企画展を開催し、展示図録を発行している。加えて、教育普及活動の一環として、市博講座・体験学習・史跡散歩などの事業を実施している。

(3) 和歌山市立こども科学館

和歌山市立こども科学館は、国際児童年と和歌山市制 90 周年を記念し、次代をになう子どもたちに科学の力を育て、情操豊かで創造的な子どもを育成するために昭和 56 年 5 月 5 日に開館された。

(4) 教育文化センター(中央公民館)

教育文化センターは市内全域を対象とする生涯学習の拠点である。昭和 46 年 5 月に開館された。

2. 社会教育系施設に関する公共施設マネジメント方針

上記、(1)～(4)に関する公共施設マネジメント基本方針は下記のとおりである。

(1) 和歌山市民図書館：和歌山市駅前地区第一種市街地再開発事業の実施に伴い、南海市駅前再開発ビルに公益施設棟を建設し、当該施設に和歌山市民図書館と既存の和歌山市営市駅前自転車駐車場を集約し、現在工事を進めている。

和歌山市民図書館については、南海市駅前再開発ビルに移転することで、利用者の利便性が良くなり、一層の利用が見込まれ、市駅前周辺のまちづくりの活性化が期待される。

(2) 和歌山市立博物館：博物館の建替えの予定・計画は今のところない。

博物館施設の改善をめざして、平成 29 年度は乗用エレベーターの改修を行い、平成 30 年度は空調機器の修繕を行う予定である。既存の施設を修繕しながら、今後は、より多くの方々に博物館を訪問して頂き、市の歴史・文化に触れて頂く機会を増やすよう、集客を意識した博物館運営をしていく方針である。

(3) 和歌山市立こども科学館：施設は、1 階を平成 23 年、2 階を平成 29 年に改修を行った。次代をになう子どもたちに科学の力を育て、情操豊かで創造的な子どもを育成するという目的のもと、今後も改修を行いながら科学館を運営していく方針である。

(4) 教育文化センター：平成 23 年に耐震診断を実施した当時の見積りでは、耐震改修工事等に約 2 億円が必要とされており、建物の築年数を勘案して改修をしないと判断されている。また、エレベーターは保守点検が終了しているため、使用できない状態であり、施設のバリアフリー化もされておらず、加えて耐震の問題もあることから、利用は原則、教育委員会及び関係団体に限定しており、一般の方には利用されていない。建替え計画についても、現在のところ未定となっている。

3. 施設一覧

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(㎡)
和歌山市民図書館	和歌山市民図書館	市民図書館	昭和 55 年	5,715.00
和歌山市立こども科学館	和歌山市立こども科学館	学校教育課	昭和 56 年	2,007.00
教育文化センター(事務所)	教育文化センター(事務所)	生涯学習課	昭和 46 年	1,708.50
和歌山市立博物館	和歌山市立博物館	文化振興課	昭和 58 年	7,540.00

【2】実施手続

1. 市の社会教育系施設の各担当課の担当者への質問、意見聴取及び書類の閲覧等によりその概要を把握した。
2. 関係する法令、規則、要綱、要領等を閲覧し、これらに準拠して職務が執行されているか確認した。
3. 入手資料等により分析を実施した。
4. 現地視察を実施した。

【3】結果及び意見

1. 博物館における指定管理者制度の活用について（意見）

博物館においては、過去3年間の年間利用者数は約1万2～3千人、財源は概ね一般財源であると考えられることから利用者1人あたり約8～9千円の税金が投入されている。所管課の担当者によると博物館では、調査、収集・保管、研究、展示など、各種の事業を実施してきたが、これまで集客への取組が不足していたことが、大幅に赤字が生じている原因とのことである。

また、博物館では、市の歴史・文化に精通した学芸員が、展示会・講座・史跡散歩・体験学習などの地域の歴史等を活かした様々な業務を行っており、これらの事業は、長年にわたる地域の調査研究の蓄積が必要となる。一定期間を設定して運営を委託する指定管理者制度では、それが途絶えてしまう可能性がある。指定管理者制度は、効率的な運営方策を検討しているが、調査研究の継続性が保証されるかという課題もあり、平成16年頃から指定管理者制度の導入について検討したが、導入には至っていない。このように、現状は研究の継続性、及び市民の財産という観点から指定管理者制度の採用を見送っている。ちなみに、博物館は来年度までに基本計画を作成し、それに沿った形で、具体的な集客方法を検討予定である。

以上のことから、博物館については、大幅に赤字が生じており今後施設を維持するにあたり、財政を圧迫するという恐れがあるため収支の改善を図っていくことが必要であると考えられる。

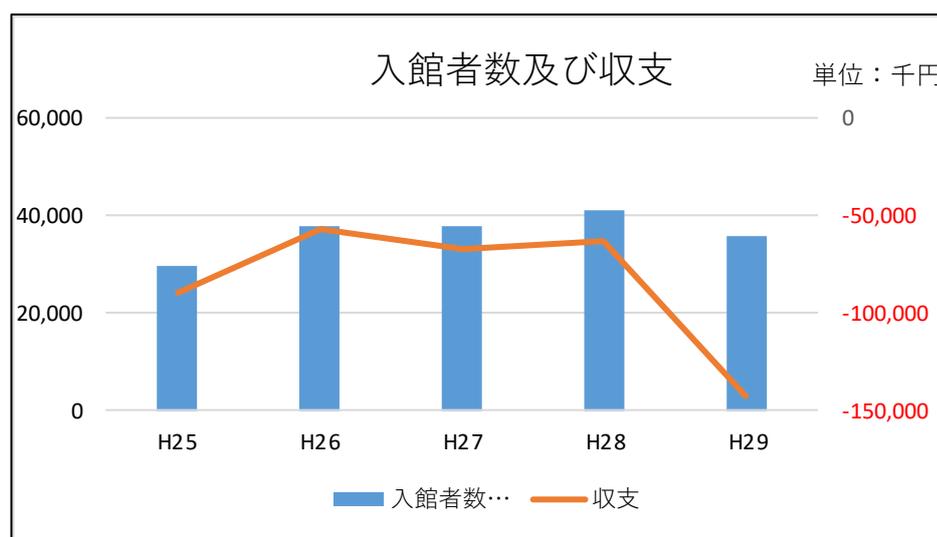
この点、学芸的なものについては市が管理し、ハコモノの管理については委託業者に委託する等、指定管理者制度の利用等民間の力を活用して収支の改善を図るべきである。

2. こども科学館の今後の運営方針について（意見）

こども科学館については、主な利用は学校の遠足や課外学習による利用が中心となっている。直近5年間の収支及び利用状況の推移は次の表及び図のとおりであり、利用者1人あたり約2,500円（5年間平均）の税金が投入されている。

(単位：人、円)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
入館者数	29,814	37,775	38,013	41,040	35,870
入館料	3,096,080	4,168,530	4,193,260	5,180,530	4,353,320
プラネタ リウム観 覧料	1,881,920	2,433,520	2,531,300	3,397,580	2,761,710
合計	4,978,000	6,602,050	6,724,560	8,578,110	7,115,030
こども科 学館費決 算額	94,470,758	63,404,092	73,451,723	71,562,464	149,124,523
収支	-89,492,758	-56,802,042	-66,727,163	-62,984,354	-142,009,493



(出所：こども科学館より入手した資料を基に監査人が加工)

ちなみに、当館については、平成 19 年 2 月頃、第 42 回行財政改革推進本部会議で決定され、指定管理者制度は導入されていない。理由は、当館が教育にかかわる施設であるということである。科学や理科を通じて子どもの健全育成を担っており、学校との連携を重視し、理科教育の支援を行っていること、市民や広く一般の方々から科学に関する質問や疑問に応えたり、情報等を提供したりしていること等、科学や理科教育にかかわる拠点としての性格がある。そのため特に教育職員には、その専門性が求められる。同様に、事務職員についても上記のことを理解し、教育職員と協働しながら一体的に運営していくことが求められる。以上のことから、指定管理者制度を導入していないとのことである。

この点、教育にかかわる施設という性質から採算を確保するということがそも

その目的ではないため、一定程度の赤字が継続した状態はやむを得ない側面もあるものの、その反面、当該施設を維持していくことが、市の財政を圧迫しているという状況には変わりはない。

したがって、市は現状行っている方策以外に、例えば博物館の半券持参者や、親子での入館者等を対象に値引きを行う、あるいは、保健センターやこども園のような子どもの多い施設へのチラシ設置、出前講座でのアピールをするなど、広報での宣伝の強化等を実施すべきである。施設の魅力をより一層アピールし、利用者数の増加による収支改善を目指していくべきである。

3. 教育文化センターの改修について（意見）

教育文化センターの改修については、建物が昭和46年に建設され築年数が45年を超えている。建物の築年数を勘案して改修しないと判断されているが、建替え計画については未定の状態である。さらに、エレベーターに関しては保守点検の期間を過ぎており使用できない状況になっている。

当該施設は、平成25年度の包括外部監査において、耐震強度の点で、国の定める耐震基準を満たしておらず、早急に移転あるいは補強工事が必要であることを指摘されている。しかしながら、指摘から5年が経過したにも関わらず、その後耐震化、及び移転の計画は策定しておらず、改善が見られていないという状況である。

この点、内閣府ホームページでは地震調査研究推進本部による大規模地震の発生確率が公表されており、今後30年以内にマグニチュード8から9クラスの大規模地震が発生する確率は70%とのことである。さらに、県内全域が、南海トラフの地震で著しい地震災害が生じる恐れがあり、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。このように、地震による著しい災害が想定される地域において、当該施設のように耐震強度面で課題のある施設は、地震により被害が拡大する恐れがある。

また、当該施設は平成29年度の利用実績としての稼働率が37%で、教育委員会及び関係団体等が利用しているのみで、一般の利用者もおらず、稼働率の向上が困難な状況である。当該施設を維持していくことで、耐震面での課題に加え、さらに財政も圧迫する恐れがあり問題である。

以上より、過年度の指摘により改善が見られない点や、耐震強度及び、利用者が限定されており近隣の勤労者福祉サービスセンターにおける機能の代替可能性の検討に加え、廃館の検討も行うべきである。

第10 スポーツ・レクリエーション系施設

【1】総論

1. 概要

スポーツ・レクリエーション系施設の概要は下記のとおりである。

スポーツ・レクリエーション系施設は12施設あり、それぞれの担当課ごとの施設数は、スポーツ振興課が6施設(主に体育館、プール、テニスコートなど)、公園緑地課が2施設(和歌山東公園体育館、和歌山東公園市民球場)、観光課が4施設(主に友ヶ島観光施設、雑賀崎燈台(観光燈台)展望台など)となっている。

上記、12施設の詳細としては、スポーツ施設については、昭和45年度開設の松下体育館をはじめ、河南総合体育館、市民体育館、屋内テニスコートを含む全20面のテニスコートを備えた平成26年度開設のつつじが丘テニスコート(出所:基本方針11ページより監査人が加工)などがあり、レクリエーション施設・観光施設としては友ヶ島観光施設や雑賀崎燈台(観光燈台)展望台などがある(出所:管財課より提出の公共施設分類表を監査人が加工)。

2. スポーツ・レクリエーション系施設に関する公共施設マネジメント方針

施設の63.5%が築30年以上であること、その整備時期が集中していることから、今後の更新需要についても集中することが見込まれています。なお、これらの施設の中には同様の施設を和歌山県が市内に保有しているものがあるため、今後、和歌山県と連携を取ってこれらの施設の在り方を検討していく必要があります。

(出所:基本方針11ページより抜粋)

施設の利用向上に関しては、紀三井寺運動公園内の陸上競技場に、照明施設や電光掲示板を設置するなどして利便性向上に努め、利用の促進を促している。

また、つつじが丘テニスコートでは、屋内テニスコートを含む全20面のテニスコートが整備されていることから大規模な大会を開催することが可能となっている。さらに、つつじが丘テニスコートの指定管理者が近隣の観光団体や宿泊施設などと連携して、合宿や大会誘致を推進するなどの取組が進められており、市としても、スポーツ合宿等を対象としたコンベンション補助金制度の活用で誘致に取り組んでおり、次のような状況である。

【中間評価】 指定管理者による合宿誘致や市民の有効利用、また利用率の向上に向けて今後も指定管理者と連携し工夫していく必要がある。

【つつじが丘利用による合宿状況】

	件数（件）	延べ日数（日）	延べ人数（人）
H26年度	21	48	1,218
H27年度	16	29	1,086
H28年度	42	85	2,095
H29年度	40	67	1,610

※2月末現在

（出所：市ホームページ 和歌山市スポーツ推進計画 中間評価
第5章スポーツ施設の整備と適切な運用より抜粋）

体育館やテニスコートは指定管理者制度を活用していることから、今後も指定管理者制度を活用し、利用率・利用者サービスの向上、スポーツ振興及び地域福祉の増進を図っていく方針である。

観光課所管の友ヶ島観光施設については、和歌山の観光名所であり、平成28年来訪者数は66,649人で平成24年以降増加傾向にある。（出所：和歌山市平成29年版統計資料による）現在も多くの観光客が訪れるスポットであるが、第2次世界大戦時に使用した砲台跡などもあり、築60年以上が経過している。

そのため、文化財として保存すべきか検討を行い、更新ではなく、補修の方向で今後検討していく方針である。

3. 施設一覧

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
和歌山市立松下体育館	和歌山市立松下体育館	スポーツ振興課	昭和45年	2,145.00
和歌山市立河南総合体育館	和歌山市立河南総合体育館	スポーツ振興課	昭和57年	3,343.00
和歌山市立市民体育館	和歌山市立市民体育館	スポーツ振興課	昭和53年	4,059.12
和歌山市立市民温水プール	和歌山市立市民温水プール	スポーツ振興課	昭和59年	2,064.00
和歌山東公園体育館	和歌山東公園	公園緑地課	平成2年	2,313.00

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
和歌山東公園 市民球場(本部 及びスタンド)	和歌山東公園	公園緑地課	平成2年	14,500.00
和歌山市立つ つじが丘テニ スコート	和歌山市立つ つじが丘テニ スコート	スポーツ振興課	平成26年	4,658.68
友ヶ島観光施 設	友ヶ島観光施 設	観光課	昭和33年	2,755.50
雑賀崎燈台(観 光燈台)展望台	雑賀崎燈台(観 光燈台)展望台	観光課	昭和57年	126.00
浪早崎無料休 憩所(休憩所・ 待合所)	浪早崎無料休 憩所(休憩所・ 待合所)	観光課	昭和58年	15.90
加太船着場施 設	加太船着場施 設	観光課	平成14年	25.96

【2】実施手続

1. 市のスポーツ・レクリエーション系施設の各担当課の担当者への質問、意見聴取及び書類の閲覧等によりその概要を把握した。
2. 関係する法令、規則、要綱、要領等を閲覧し、これらに準拠して職務が執行されているか確認した。
3. 入手資料等により分析を実施した。
4. 現地視察を実施した。

【3】結果及び意見

1. スポーツ・レクリエーション系施設の指定管理について（意見）

現状、体育館を管理している所管課はスポーツ振興課と公園緑地課に分かれている。これは、和歌山東公園の中に体育館が建設されており、その1施設に関しては公園の一部として管理されていることから、体育館という機能は同じであるが、異なる所管で管理されている。

そのため、現状のスポーツ・レクリエーション系施設の指定管理者は、公園緑地課所管の和歌山東公園体育館と、スポーツ振興課所管の体育館（3施設）とは、別々に募集されている状況である。この点について担当課に質問したところ、「これは和歌山東公園が体育館の他、アスレチック、市民球場、多目的に使用できる広場が

あり、都市公園の中の一部として運営され、適用される条例が異なるためである」
との回答を得ている。

しかし、体育館の管理については市のシステムを使用して、体育館や野球場の市民への貸出を行っているものであり、全ての体育館で同様の貸出事業が行われているものである。所管課が異なっているとしても、日頃からの適切な連携を図って頂くことにより体育館という機能に着目した一体的な指定管理者への委託(包括的な委託)を検討することができると考えられる。一体的な指定管理者への委託により職員の事務負担も減らすことができ、そのスケールメリットを受けることができると考えられる。また、現在の状況として和歌山東公園の指定管理者は結果的に他の体育館と同一の指定管理者であり、和歌山東公園体育館、和歌山東公園市民球場及び公園の管理についても他の体育館と一体的に指定管理者を公募してすることはできると考えられる。

そのため、体育館という機能に着目して包括的に指定管理者への委託を実施していくことが望まれる。

また、将来策定が予定されているスポーツ・レクリエーション系施設の個別施設計画についても、施設機能に着目した一体的な個別施設計画の策定を各所管課が日頃から連携を取って行うことによって、施設機能の観点から一定の方針を示すことができるため、担当課の枠組に限らない一体的な個別施設計画の策定が有効と考えられる。

第 1 1 子育て支援施設

【1】総論

1. 概要

子育て支援施設の概要は下記のとおりである。

主に幼稚園、保育所です。幼稚園、保育所については、これまでの幼児教育を行う教育施設としての幼稚園と、保育を行う児童福祉施設としての保育所を、それぞれの目的に応じて整備を進めてきました。しかしながら時代とともに少子化や核家族化が進行し、保護者の就労状況なども変化しているため、市民ニーズは多様化しています。

(出所：基本方針 12 ページより抜粋)

主な施設としては、子育て支援課が所管の児童館が 8 施設、青少年課が所管の若竹学級が 14 施設（若竹学級数は 85 学級）、保育こども園課が所管の公立保育所が 18 施設及び教育施設課が所管の幼稚園が 13 施設である。

なお、児童館とは、「児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に」（出所：市ホームページ児童館管理運営事業事務事業チェックシートより抜粋）建てられた施設であり、若竹学級とは、「市が実施する放課後健全育成事業(学童保育)」（出所：市ホームページ平成 30 年度若竹学級の利用のしおりより抜粋）のことである。

2. 子育て支援施設に関する公共施設マネジメント方針

市民ニーズの多様化に対応するために市では、下記の方針を定めている。

保育所については、保育の質を維持しながらも、最小の経費でより大きな効果を求める必要があると考え、平成 18 年度より「和歌山市公立保育所民営化等基本方針」を定め、平成 25 年度末までに 3 園を民営化し、現在 3 園について民営化及び統廃合を進めています。

また、幼稚園についても保育所と併せて今後の在り方を検討し、幼児教育と保育の両方の機能を兼ねそなえた幼保連携型施設への移行を進めるため、「和歌山市立認定こども園整備計画」により、将来の需要を見据えて整備を進めていく予定です。

(出所：基本方針 12 ページより抜粋)

市は、統廃合を進めるにあたり、認定こども園の整備について計画しており、平成 27 年度から平成 36 年度までに、幼保連携型認定こども園を 11 施設整備する計画となっている。

(出所：和歌山市立認定こども園整備計画より監査人が加工)

3. 施設一覧

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
本渡児童館	本渡児童館	子育て支援課	昭和 62 年	562.71
木ノ本児童館	木ノ本児童館	子育て支援課	昭和 62 年	559.50
岩橋児童館	岩橋児童館	子育て支援課	昭和 61 年	611.84
鳴神児童館	鳴神児童館	子育て支援課	昭和 61 年	729.29
善明寺児童館	善明寺児童館	子育て支援課	昭和 59 年	237.00
芦原児童館	芦原児童館	子育て支援課	昭和 58 年	728.19
杭の瀬児童館	杭の瀬児童館	子育て支援課	昭和 57 年	361.58
平井児童館	平井児童館	子育て支援課	昭和 56 年	474.40
今福小学校若竹学級プレハブ教室	今福小学校	青少年課	平成 13 年	39.83
西和佐小学校若竹学級プレハブ教室	西和佐小学校	青少年課	平成 23 年	66.02
和佐小学校若竹学級プレハブ教室	和佐小学校	青少年課	平成 23 年	82.36
八幡台小学校若竹学級プレハブ教室	八幡台小学校	青少年課	平成 22 年	66.02
貴志南小学校若竹学級プレハブ教室	貴志南小学校	青少年課	平成 22 年	66.02
雑賀崎小学校若竹学級プレハブ教室	雑賀崎小学校	青少年課	平成 23 年	66.02
湊小学校若竹学級	湊小学校	青少年課	昭和 61 年	30.00
松江小学校若竹学級プレハブ教室	松江小学校	青少年課	平成 13 年	66.02

建物名	施設名	所管課	代表建築 年度	建物延床 面積(m ²)
藤戸台小学校 若竹学級プレ ハブ教室	藤戸台小学校	青少年課	平成 24 年	196.57
山口小学校若 竹学級プレハ ブ教室	山口小学校	青少年課	平成 26 年	69.33
浜宮小学校若 竹学級プレハ ブ教室	浜宮小学校	青少年課	平成 27 年	85.66
岡崎小学校若 竹学級プレハ ブ教室	岡崎小学校	青少年課	平成 28 年	214.73
安原小学校若 竹学級プレハ ブ教室	安原小学校	青少年課	平成 28 年	197.52
和佐小学校若 竹学級	和佐小学校若 竹学級	青少年課	昭和 62 年	74.77
新南保育所	新南保育所	保育こども園課	昭和 52 年	840.00
砂山保育所	砂山保育所	保育こども園課	昭和 51 年	1,113.27
宮保育所	宮保育所	保育こども園課	昭和 47 年	712.28
鳴神保育所	鳴神保育所	保育こども園課	昭和 51 年	583.86
宮北保育所	宮北保育所	保育こども園課	昭和 55 年	543.81
四箇郷保育所	四箇郷保育所	保育こども園課	昭和 57 年	600.70
中之島保育所	中之島保育所	保育こども園課	昭和 51 年	581.81
芦原保育所	芦原保育所	保育こども園課	昭和 48 年	609.12
宮前保育所	宮前保育所	保育こども園課	昭和 55 年	650.15
名草保育所	名草保育所	保育こども園課	昭和 54 年	846.85
栄谷保育所	栄谷保育所	保育こども園課	昭和 51 年	580.75
楠見保育所	楠見保育所	保育こども園課	昭和 52 年	875.46
西脇保育所	西脇保育所	保育こども園課	昭和 53 年	574.47
安原保育所	安原保育所	保育こども園課	平成 26 年	727.24
川永保育所	川永保育所	保育こども園課	昭和 56 年	588.29
小倉保育所	小倉保育所	保育こども園課	昭和 52 年	753.94

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
西和佐保育所	西和佐保育所	保育こども園課	昭和 49 年	553.60
杭ノ瀬保育所	杭ノ瀬保育所	保育こども園課	平成 21 年	1,201.62
本町幼稚園	本町幼稚園	教育施設課	平成 5 年	959.00
岡山幼稚園	岡山幼稚園	教育施設課	平成 4 年	1,379.00
中之島幼稚園	中之島幼稚園	教育施設課	昭和 61 年	961.00
芦原幼稚園	芦原幼稚園	教育施設課	昭和 47 年	849.00
湊幼稚園	湊幼稚園	教育施設課	平成 4 年	833.00
宮前幼稚園	宮前幼稚園	教育施設課	昭和 59 年	1,045.00
西和佐幼稚園	西和佐幼稚園	教育施設課	昭和 54 年	721.00
和佐幼稚園	和佐幼稚園	教育施設課	昭和 56 年	818.00
西脇幼稚園	西脇幼稚園	教育施設課	昭和 39 年	1,206.00
加太幼稚園	加太幼稚園	教育施設課	昭和 60 年	485.00
山口幼稚園	山口幼稚園	教育施設課	昭和 59 年	413.00
雑賀崎幼稚園	雑賀崎幼稚園	教育施設課	昭和 46 年	527.00
紀伊幼稚園	紀伊幼稚園	教育施設課	平成 15 年	951.00

【2】実施手続

1. 市の子育て支援施設の各担当課の担当者への質問、意見聴取及び書類の閲覧等によりその概要を把握した。
2. 関係する法令、規則、要綱、要領等を閲覧し、これらに準拠して職務が執行されているか確認した。
3. 入手資料等により分析を実施した。

【3】結果及び意見

1. 「和歌山市立認定こども園整備計画」について（意見）

子育て支援施設については保育所、幼稚園ともに昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて整備されたものが多くなっている。

認定こども園の整備事業の推進の背景は、下記のとおりである。

国では平成 24 年 8 月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決すべく「子ども・子育て支援法」を始めとした関連 3 法が制定されました。そして、この法律及び関連法に基づく、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が設計され、平成 27 年 4 月の本格スタートに向け、国及び自治体において整備が進められてきたところです。本

市でも、この新たな制度の円滑な運用に向け、各種体制を整えていくよう、調整を進めてきたところですが、今回のこの大きな制度改革、そして昨今の和歌山市の子ども・子育て環境を踏まえ、改めて「和歌山市における幼児教育・保育のあり方」を考える中で、公立幼稚園・保育所のあり方について再検討することとしました。

(出所：和歌山市ホームページ「和歌山市立認定こども園整備計画」1ページより抜粋)

また、上記、「子ども・子育て支援新制度」の概要は、下記のとおりである。

子ども・子育て支援新制度とは

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

子ども・子育て関連3法の主なポイント

1. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。

2. 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的に位置づけます。

・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化します。

3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援

（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

・教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していきます。

4. 基礎自治体（市町村）が実施主体

・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施します。

・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えます。

5. 社会全体による費用負担

・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提としています。

（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要です）

6. 政府の推進体制

・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を

設置) しました。

7. 子ども・子育て会議の設置

・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置しました。

・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務とします。

（出所：内閣府ホームページ「子ども・子育て支援新制度 制度の概要等」より
抜粋）

市では、平成 27 年 5 月に「和歌山市立認定こども園整備計画」を策定し、この計画に基づき、公立保育所及び公立幼稚園の統廃合及び認定こども園への整備を推進している。

しかし、財政的な問題と今後、運営される公立認定こども園の稼働について検証することとしたため、計画の進捗は遅れている。

そのため、市の認定こども園の整備計画の見直し時には、市の将来的な財政状況も勘案し、現実的に実現可能かどうかという視点から精緻な計画づくりを行うことが望まれる。

2. 児童館の施設の複合化について（意見）

児童館の中でも平井児童館のある、平井地区周辺は重要な遺跡も発掘され、また雑賀衆の拠点があったといわれるところでもあるので、歴史に興味のある方が平井に訪れたりしている。平井遺跡・雑賀衆に関する資料室を備えた文化・歴史の拠点を作るという考えから（出所：市ホームページ 市長記者会見 平成 28 年 2 月 18 日より監査人が加工）複合施設として建替え予定である。この点、担当者に質問したところ「老朽化が進む中で、児童館単体として建替えを行うより、他の施設と複合化（文化会館、歴史資料室）して建替えを行うほうが、財政負担が少なくなること、また、地区の中での施設の複合化なので、理解が得られやすいという状況もある。このことから、課をまたいでの施設の複合化が検討された。」とのことであった。

児童館に限らず、他の施設においても、このような課をまたいだ複合化の成功事例を全庁的に共有するとともに、和歌山市公共施設マネジメント基本方針に「複合化などにより、保有面積を一定量縮減する必要がある。」（出所：基本方針 21 ページより抜粋）との記載があることから、施設の複合化を積極的に進めていくことが望まれる。

また、現状は 8 施設ある児童館について、施設が老朽化している中、児童館としての機能が今後も必要なかどうかを改めて検討するとともに、現在ある施設を有

効活用する方策の検討も望まれる。

第 1 2 保健・福祉施設

【 1 】 総論

1. 概要

保健・福祉施設の概要は下記のとおりである。

(1) 障害者福祉施設：和歌山市ふれ愛センター

障がい者やお年寄りをはじめ、福祉関係者の皆様が、ふれあいと自立活動の拠点として、また福祉の増進や社会参加意欲の向上などを図るための中核施設として建設されたが、さらに広く社会福祉にかかわる人々の活動や交流の場としても利用されている。

(2) 児童福祉施設：旭学園、和歌山白百合園

旭学園は、児童福祉法第 41 条に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上、養護を要する児童を入所させて、これを養護することを目的とする施設であり、和歌山白百合園は、児童福祉法第 38 条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護することを目的とする施設である。

(3) 保健施設：保健所、保健センター及び衛生研究所

保健所は、地域保健の専門的・技術的拠点として、広域的な視点から予防医学の普及と対策を目指している。保健センターでは、妊娠届出書の受理及び母子健康手帳の交付、乳児及び幼児の健康、増進を図るため健康診査・保健指導を行っている。

また、地域住民の身近にあつて、生涯を通じた健康づくりを支援するための事業を実施している。

衛生研究所は昭和 52 年に開所し、衛生及び環境面の試験検査や研究を行っている。また、健康危機に迅速かつ適切に対応できる検査体制の充実を図っている。

(出所：市政概要 2018 年 141 ページ及び 142 ページより抜粋、一部加工)

(4) 文化会館

文化会館は、地域社会全体の中で福祉の向上及び人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、また、生活上の各種相談及び人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的に設置されている。

(5) 福祉館

和歌山市地区福祉館条例により、地方改善施設として地区福祉館を設けている。

(6) 地区集会所

地区集会所は、地域の社会教育活動を行える場として、和歌山市地区集会所条例に基づき市内に 13 の会館を設置している。

2. 保健・福祉施設に関する公共施設マネジメント方針

- (1) 和歌山市ふれ愛センターでは、和歌山市ふれ愛事業をはじめ、障がいのある人や高齢者と市民の地域活動の促進を図っている。
- (2) 老朽化が進んでいた和歌山白百合園については、和歌山県と連携して新設する施設に統合し、旭学園については民設民営方式に切り替えを検討している。
- (3) 平成 23 年に北保健センターが複合施設内に新設され、現在 1 保健所 4 保健センター体制となっている。保健所の建物については、平成 7 年度新築であり、当面建替えの予定はない。

現状の 4 保健センターで市内全域をカバーしているので、増やす計画はない。また中保健センターは保健所内(平成 7 年度新築)、西保健センターは平成 28 年度新築、南保健センターは平成 26 年度新築、北保健センターは平成 23 年度新築であり、当面建替えはない。

- (4) 文化会館については、建築から 40 年を超えている施設も数多くある。そのため、建築年度や施設の状態を考慮しながら、建替え又は文化会館単体の大規模修繕について、昇降機の設置やバリアフリー化など高齢者への配慮も踏まえ対応していく予定である。

文化会館の複合化については、児童館や福祉館などの地域の公共施設を含む複合施設としての建替え等の検討を行っている。なお、県との連携、民設民営方式による運営等は検討していない。

- (5) 福祉館において現在複合化の予定はない。
- (6) 地区集会所については、複合化の検討は行われていない。

3. 施設一覧

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
芦原文化会館	芦原文化会館	人権同和施策課	平成 27 年	998.25
和歌山市ふれ愛センター	和歌山市ふれ愛センター	障害者支援課	平成 3 年	3,903.15
旭学園	旭学園	こども総合支援センター	昭和 44 年	1,954.00
旭学園(幼児棟)	旭学園(幼児棟)	こども総合支援センター	平成 14 年	125.00
和歌山白百合園	和歌山白百合園	こども総合支援センター	昭和 48 年	769.00
さんさんセンター紀の川	北保健センター	地域保健課	平成 23 年	500.00

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
和歌山市保健所	和歌山市保健所	総務企画課	平成7年	5,292.87
南保健センター	南保健センター	地域保健課	平成26年	887.40
河西ほほえみセンター	西保健センター	地域保健課	平成28年	978.44
衛生研究所	衛生研究所	衛生研究所	昭和51年	1,507.59
杭の瀬文化会館	杭の瀬文化会館	人権同和施策課	平成14年	832.15
善明寺文化会館	善明寺文化会館	人権同和施策課	昭和49年	396.00
平井文化会館	平井文化会館	人権同和施策課	昭和50年	497.53
本渡文化会館	本渡文化会館	人権同和施策課	昭和53年	332.26
岩橋文化会館	岩橋文化会館	人権同和施策課	昭和54年	331.00
木ノ本文化会館	木ノ本文化会館	人権同和施策課	昭和55年	331.46
鳴神文化会館	鳴神文化会館	人権同和施策課	昭和55年	346.90
大垣内文化会館	大垣内文化会館	人権同和施策課	昭和60年	389.45
弘西文化会館	弘西文化会館	人権同和施策課	昭和61年	417.60
口須佐文化会館	口須佐文化会館	人権同和施策課	昭和62年	389.52
栄谷文化会館	栄谷文化会館	人権同和施策課	昭和63年	441.09
栄谷南地区センター	栄谷南地区センター	人権同和施策課	平成10年	140.61
山口西福祉館	山口西福祉館	高齢者・地域福祉課	昭和40年	57.96
本渡福祉館	本渡福祉館	高齢者・地域福祉課	昭和48年	79.50
杭の瀬福祉館	杭の瀬福祉館	高齢者・地域福祉課	昭和61年	314.76
善明寺福祉館	善明寺福祉館	高齢者・地域福祉課	昭和62年	388.46

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
芦原福祉館	芦原福祉館	高齢者・地域福祉課	昭和56年	423.18
平井福祉館	平井福祉館	高齢者・地域福祉課	平成8年	388.69
和歌山市あいあいセンター	福祉交流館	高齢者・地域福祉課	平成9年	3,487.00
西庄ふれあいの郷	西庄ふれあいの郷	高齢者・地域福祉課	平成11年	248.60

【2】実施手続

1. 市の保健・福祉系施設の各担当課の担当者への質問、意見聴取及び書類の閲覧等によりその概要を把握した。
2. 関係する法令、規則、要綱、要領等を閲覧し、これらに準拠して職務が執行されているか確認した。
3. 入手資料等により分析を実施した。
4. 現地視察を実施した。

【3】結果及び意見

1. 文化会館の複合化について（意見）

文化会館の複合化については、児童館や福祉館など地域の公共施設を含む複合施設としての建替え等の検討を行っている。実際に、杭ノ瀬地区では、平成30年度に、杭の瀬児童館と隣接する杭の瀬福祉館とを複合施設として建設している。

市においては、文化会館、児童館、福祉館などの公共施設が隣接している事例が散見される。現地視察及び、担当課の担当者への質問の結果、地区によっては、隣接する施設において利用対象者は異なるものの、設備が重複している、あるいは、規模の異なる類似した機能を有する事例があった。

このように、類似した公共施設を多数保有し維持、修繕を行っていくコストは多額に上り、市の財政負担が重くなることが懸念される。

子育て支援施設や、杭の瀬福祉館の事例のように、他の地区においても課をまたいだ検討を行い、隣接する類似施設の施設複合化を早急に進めていくべきである。

第13 産業系施設

【1】総論

1. 概要

産業系施設の概要は下記のとおりである。

(1) 勤労者総合センター

勤労者総合センターは、市役所の西側に平成6年に「働く人たちの福祉の増進と教養の向上を図るための施設として」建設されたものである。

(出所：市ホームページから監査人が加工、一部抜粋)

(2) 共同作業場

共同作業場は、市が地域住民からなる運営委員会に運営を依頼し、運営委員会と市が協力して企業を探す。企業の協力のもと地域住民を雇用し、利用されている施設である。作業場は杭ノ瀬、善明寺、栄谷、鳴神、岩橋及び芦原にあり、芦原に2か所共同作業場がある。7か所の作業場のうち善明寺大型作業場については、作業場を利用していた企業が撤退し、平成25年8月より利用を休止している。

(出所：商工振興課より入手した資料を基に監査人が加工)

2. 産業系施設に関する公共施設マネジメント方針

共同作業場については管理運営を市が運営委員会に依頼しており、協力企業に共同作業場を貸し付けている。現在、平成25年より利用が休止している善明寺大型共同作業場については、転用や譲渡も視野に入れつつ運営委員会との協議を行い、有効活用の検討を進めているところである。

(出所：基本方針12ページより監査人が加工)

3. 施設一覧

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
和歌山市勤労者総合センター	和歌山市勤労者総合センター	産業政策課	平成6年	2,955.83
杭ノ瀬共同作業場	杭ノ瀬共同作業場	商工振興課	昭和54年	330.00
善明寺大型共同作業場	善明寺大型共同作業場	商工振興課	昭和63年	560.00
栄谷大型共同作業場	栄谷大型共同作業場	商工振興課	平成2年	648.00
鳴神大型共同作業場	鳴神大型共同作業場	商工振興課	平成4年	562.00
芦原第2大型共同作業場	芦原第2大型共同作業場	商工振興課	平成9年	7,727.00
岩橋大型共同作業場	岩橋大型共同作業場	商工振興課	平成9年	4,970.00
芦原大型共同作業場	芦原大型共同作業場	商工振興課	平成8年	1,737.00
上野共同作業所	上野共同作業所	農林水産課	昭和61年	362.00
弘西共同作業所	弘西共同作業所	農林水産課	昭和61年	424.00
山口西共同作業所	山口共同作業所	農林水産課	昭和59年	292.00
鳴神共同作業所	鳴神共同作業所	農林水産課	昭和57年	166.00
平井共同作業所	平井共同作業所	農林水産課	昭和57年	232.00
大垣内共同作業所	大垣内共同作業所	農林水産課	昭和56年	138.00
杭ノ瀬共同作業所	杭ノ瀬共同作業所	農林水産課	昭和56年	164.00

建物名	施設名	所管課	代表建築年度	建物延床面積(m ²)
善明寺共同作業所	善明寺共同作業所	農林水産課	昭和 57 年	150.00
木ノ本共同作業所	木ノ本共同作業所	農林水産課	昭和 56 年	160.00
岩橋共同作業所	岩橋共同作業所	農林水産課	昭和 55 年	164.00
本渡農機具保管庫	本渡農機具保管庫	農林水産課	昭和 53 年	101.00
水産物展示販売施設	水産物展示販売施設	農林水産課	平成 7 年	205.00
女性等活動拠点施設	女性等活動拠点施設	農林水産課	平成 13 年	148.00

【2】実施手続

1. 市の産業系施設の各担当課の担当者への質問、意見聴取及び書類の閲覧等によりその概要を把握した。
2. 関係する法令、規則、要綱、要領等を閲覧し、これらに準拠して職務が執行されているか確認した。
3. 入手資料等により分析を実施した。
4. 善明寺大型共同作業場の現地視察を実施した。

【3】結果及び意見

1. 善明寺大型共同作業場について（意見）

善明寺大型共同作業場については、上述のとおり、平成 25 年 8 月から利用を休止しており、利用休止から 5 年程度の期間が経過している。維持管理費としては、毎年 4,000 円前後の維持管理費用が計上されている。また、市は運営委員会との協議により有効活用について検討しているが、建築年数としても 30 年程度経過しようとしており、稼働していない期間が長ければ、より一層建物の老朽化も進んでいくことから、協力企業を見つけて施設の利用ができるように運営委員会に促すこと、施設の利用目的の変更等、地域住民の利用を見据えた検討を行うことが望まれる。ただし、効果的な利用が見込めなければ、廃止という選択肢を検討することも考えられる。

以 上